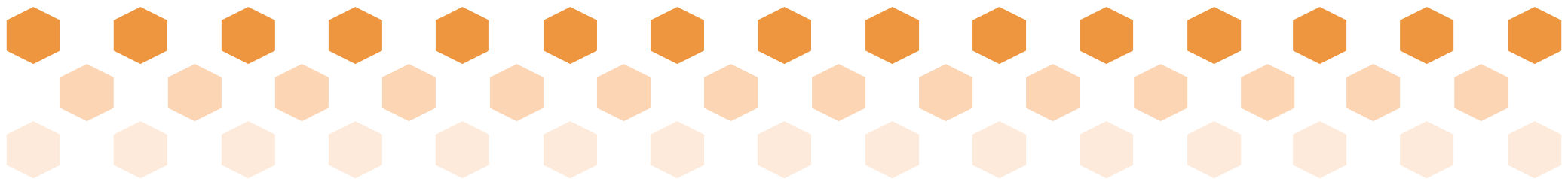


食品リサイクル法の施行状況等について



令和8年8月7日

農林水産省・環境省

（１）国の基本方針



循環経済に関する関係閣僚会議の開催

- 循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催。
- 内外の情勢を踏まえ、循環経済への移行を加速すべく、第4回会議において「**循環経済行動計画**」を決定。

第4回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年4月21日）

- ・「**循環経済行動計画**」を決定。
- ・2030年に向け、鉄や永久磁石等について**再生材供給目標を設定した「メタルリサイクル推進戦略」**を推進し、金属やプラスチックの**再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成に向けた投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む）**等により**官民で約1兆円の投資**を目指すなど、**再生資源供給サプライチェーンの強靱化**を図る。
- ・このほか、日本をハブとした**国際資源循環ネットワークの構築**、**地域循環資源の徹底活用による地域活性化**、**資源循環分野の国際ルール形成**、**循環経済の国民運動**に取り組む。

過去の開催

第1回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年7月30日）

- ・第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承。

第2回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年12月27日）

- ・「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。

第3回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年3月6日）

- ・内閣官房長官（議長）より、「循環経済行動計画」を4月を目途に取りまとめるよう指示。
- ・構成員として、総務大臣、外務大臣、財務大臣を追加。局長級の幹事会を設置。



第4回閣僚会議の様子（首相官邸HP）

【構成員等】 議長：内閣官房長官 副議長：経済産業大臣、環境大臣
構成員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、
総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
※局長級の幹事会を設置

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
 - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
 - 廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
- 2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
- レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和（2024年）を実施
- 2024年に国策企業の中国資源循環集団（資本金約千億円）を設立

ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
アルミスクラップ 44万トン
銅スクラップ 42万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia)：
約7.3兆円
米国(Waste Management)：
約3.3兆円
日本(DOWA)：
約6,800億円

焼却処理等

食品ロス：
焼却・埋立等 約461万トン
プラスチック：
焼却・埋立等 約709万トン
（廃プラの約8割）

（注）数字は年間の値

「循環経済行動計画」概要

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)

<メタルリサイクル推進戦略>

・我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について**2030年までの再生材供給の目標**（需要に占める再生材の割合等）を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>

鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保

アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に

銅：国内で生産される銅(電解銅)の約3割を、再生資源由来に

永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割を、リサイクルで

※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

・以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理<ミクロアプローチ>

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等）
（制度的措置を含む）

➢前処理・保管（備蓄機能を含む）・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成

➢都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発

➢資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等）

➢太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備等

・使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備等

・経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

(2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定（3年で100件以上）

・再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備（容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進）

・自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施（再生材利用認証スキーム、再生プラ集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開（産官学コンソーシアム））

・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装

・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証

・AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成

(3) 循環資源の海外流出の抑制

・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設（廃棄物処理法等改正案）

・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策（関係機関（環境・経産・税関等）が連携した水際での対応の一層の強化等）

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせたインセンティブ創出

・再生材利用製品に係る公共調達への推進

・消費者受容性検証のための実証

・サーキュラーパートナーズ（CPs）を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進

・CEコマース市場拡大のため取組を促進

(5) 社会的課題への対応

・太陽光パネルリサイクル推進法案（判断基準の段階的強化）、リサイクル費用低減と処理体制の整備

・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

・G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築（重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携）

・ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援

・バーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化（電子化により、数か月→1か月）

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援

・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援

・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進

・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進

・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料（SAF）の供給・利用の促進

・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル（GCP）1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

・「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進

・「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信

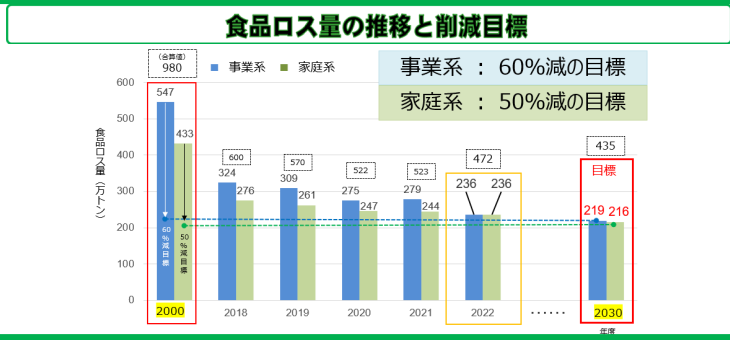
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針【第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定】

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、**家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減**させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、**家庭系についてはあと20万トンの削減が必要**。事業系については**2030年度目標を8年前倒しで達成**したことから、**新たな目標として60%減**と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、**更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加**。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

- ①家庭系食品ロスは、50%減**早期達成** ←あと20万トン削減
事業系食品ロスは、60%減【新規】
 - ②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】
- ※2024年度は74.9%



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※（3）表彰、（5）情報の収集及び提供（継続）

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「**食の環（わ）プロジェクト**」として一元的に発信。
- 「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「**デコ活**」の推進及び**mottECO**の普及促進。
- 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる**食品ロス削減推進サポーター**の育成。
- 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において**栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置**。
- 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、**国際展開を推進**。

【食の環ロゴマーク】 【食品ロス削減推進サポーター育成用教材】 【国際連携による情報共有】

（2）食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、**商慣習の見直しを推進**。
- 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき周知。
- mottECO導入事例**の知見・ノウハウの周知。
- 「**食品期限表示の設定のためのガイドライン**」の改正内容の周知及び取組の促進。

✓ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。

【食品ロス削減・食品寄附促進アプリ等の活用】

【拡充】

- ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。

（4）実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- 事業者の**災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握**と有効活用の検討。
- 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。

【拡充】

- 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の継続的な実施。

（6）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

【新規】

- 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「**食品寄附ガイドライン**」の普及啓発。
- 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、**税制上の取扱いの周知**や**企業版ふるさと納税**を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- フードバンク団体等**を介した食品寄附を促進するための**支援の強化**。

【ガイドライン作成による食品寄附促進】

食育基本法の一部を改正する法律

概要（令和8年5月27日公布・施行）



一 前文の改正

1 「食」をめぐる環境の変化

世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加

2 国民運動としての食育の在り方の明確化

(1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加

(2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加

二 総則の改正

1 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加

2 関連分野との協働による食育の取組拡大

文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加

3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進

教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加

4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進

食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加

5 食育の推進のための連携

国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加

三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

1 PDCAサイクルによる食育の推進

食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加

2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援

都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加

四 基本的施策の改正

1 生産者と消費者との交流の促進等の強化

消費者の役割と農林漁業体験活動を追加

2 学校等における食育の強化

栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加

3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進

職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加

4 関連分野との協働による食育推進運動の展開

関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携

5 人材の育成及び確保

食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

（公布日施行）

第5次食育推進基本計画における目標・指標・目標値



国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

<指標>		現状値 (令和7(2025)年度)	目標値 (令和12(2030)年度)
食育に関心を持つ	・食育に関心を持っている国民の割合	79.1%	90%以上
家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週8.6回	週10回以上
朝食の欠食を減らす	・朝食を欠食する子供の割合	6.4%	5%以下
	・朝食を欠食する若い世代の割合	28.2%	25%以下
栄養バランスに配慮した食生活等を実践する	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合	36.1%/23.8%	45%以上/30%以上
	・食塩/野菜/果物摂取量の平均値	9.6g/258.7g/78.1g (令和6(2024)年度)	7g/350g/200g (令和14(2032)年度)
	・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や 減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	63.2%	70%以上
ゆっくりよく噛んで食べる	・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	46.2%	55%以上
農林漁業体験を経験する	・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合	57.1%/45.5%	60%以上/50%以上
生産現場等を意識して食品等を選ぶ	・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	66.0%	70%以上
	・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	57.1%	60%以上
食品ロス削減のための行動をする	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	77.2%	80%以上
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する	・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	68.6%	75%以上

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

<指標>		現状値 (令和7(2025)年度)	目標値 (令和12(2030)年度)
学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす	・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数	月14.1回	月15回以上
	・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合(金額ベース)を 現状値(令和7年度)から維持・向上した都道府県の割合	-	90%以上/90%以上
地域等での共食の機会を増やす	・地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.1%	75%以上
地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす	・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、 伝えている国民の割合	48.8%	55%以上
	・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	54.7%	60%以上
食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす	・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	30.3万人 (令和6(2024)年度)	31万人以上
推進計画を作成・実施している市町村を増やす	・推進計画を作成・実施している市町村の割合	92.8%	100%

第5次食育推進基本方針の重点事項と目標・指標の対応関係

食育を国民運動として推進するために、共通の目標を掲げ、関係者が連携・協働して取組を実施

<重点事項>

(1) 学校等での食や農に関する学びの充実

・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの食の乱れが見られるほか、生産現場の実態を知らない子供が増加
→ 栄養教諭等による食生活の重要性等に関する指導や「農林漁業教育」を推進

(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ
→ 官民の幅広い連携・協働の取組等の行動変容を促す「大人の食育」を推進。

(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

・国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少
→ 農林漁業体験機会の提供、生産者と消費者が直接つながる取組等を強化

食育推進体制の整備

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

食育に関心を持つ（家庭・学校・地域・企業等）

家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

● 朝食の欠食を減らす

● 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する
（主食・主菜・副菜を組み合わせた食事
食塩・野菜・果物摂取量の是正）

ゆっくりよく噛んで食べる

● 農林漁業体験を経験する

● 生産現場等を意識して食品等を選ぶ
（産地や生産者への意識、環境への配慮）

● 食品ロス削減のための行動をする
（適正量の購入・料理、食材量等の確認）

● 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する
（消費期限等の確認、食品の十分な加熱）

<指標>

・食育に関心を持っている国民の割合

・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数

・朝食を欠食する子供の割合

・朝食を欠食する若い世代の割合

・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上
ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合

・食塩/野菜/果物摂取量の平均値

・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合

・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合

・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合

・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

● 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

● 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合

・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

● 学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす

地域等での共食の機会を増やす

● 地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす

食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす

● 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

<指標>

・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数

・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合

・地域等で共食したいと思う人が共食する割合

・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合

・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合

・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数

・推進計画を作成・実施している市町村の割合

注）●は重点事項の取組に当たりより関係性が深いもの

「食料・農業・農村基本計画」における飼料・肥料関係記述

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法を改正（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、新たな**食料・農業・農村基本計画**（令和7年4月11日閣議決定）を策定。

飼料

青刈りととうもろこし、牧草、ソルゴー等の飼料作物について、作付けを拡大するとともに、耕畜連携や畜産物の付加価値の向上等にも資する飼料用穀物や**食品製造副産物**などの地域の飼料資源等の活用、草地の整備・改良、放牧、スマート農業技術や新品種の開発・普及等を推進する

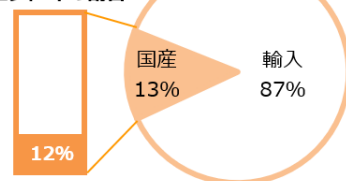
■ 飼料自給率の現状（令和5年度概算）と目標

〔令和5年度概算〕

27%

濃厚飼料

うち国産原料由来
エコフィードの割合

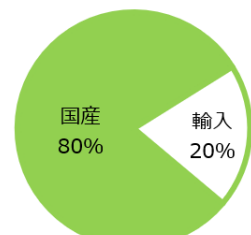


- 穀類
とうもろこし、飼料用米等
- エコフィード
パンくず、豆腐粕等
- 糖・粕類
フスマ、ビール粕、大豆油粕、菜種油粕等
- その他
動物性飼料、油脂等

〔令和12年度目標〕

28%

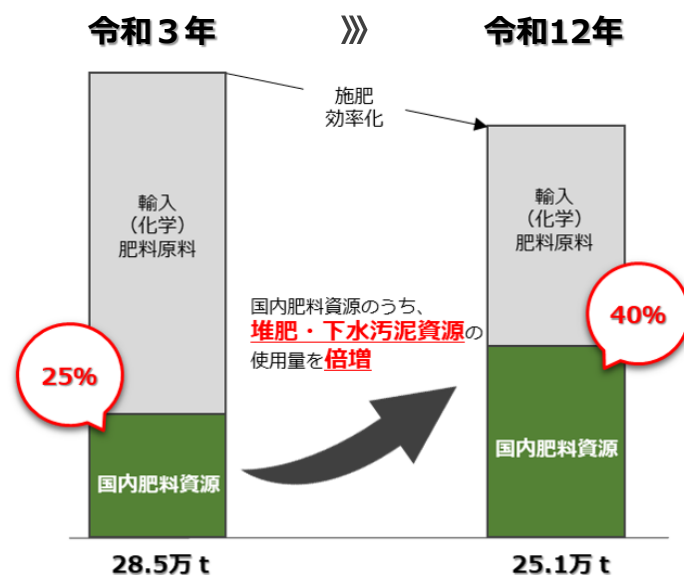
粗飼料



- 乾草
- サイレージ
- 牧草
- 青刈りととうもろこし
- 稲発酵粗飼料（稲WCS）
- 放牧利用
- 稲わら
- 野草（林間地等）

肥料

原料供給者、肥料製造事業者、農業者等の利用者（以下「肥料関係者」という。）の連携を更に進めることが重要となる。
（中略）引き続き、肥料関係者間のマッチング機会の創出を図るとともに、新たな規格なども活用して品質や安全性を確保しつつ、生産現場で使いやすく効率的な散布が可能なペレットや複合肥料等に加工するために必要な機械・施設の整備等に必要な支援を行うものとする。



（２）食品リサイクル法の概要



循環型社会を形成するための法体系



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）



○主務大臣による基本方針の改定 (令和7年3月)

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 再生利用の手法の優先順位
 - ①飼料化
 - ②肥料化（メタン化の際の発酵廃液を肥料利用する場合を含む。）
 - ③きのご菌床 ④その他（メタン化等）
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進①

- 主務大臣による食品関連事業者の判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずるべき措置

- ・食品の製造・加工過程・・・原材料の使用の合理化
- ・食品の流通過程・・・食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
- ・食品の販売過程・・・売れ残りを減少させる工夫
- ・食品の調理・食事の提供過程・・・調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫 等

○再生利用等の促進②

- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務
（食品関連事業者であって発生量が年間100トン以上の者）
- 食品循環資源の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクルループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言

・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

食品関連事業者：

- ・食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- ・飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）

食品リサイクルは食品ロス削減も対象



再生利用等

食品リサイクル法では、①**発生抑制する** ②**再生利用する** ③**熱回収する** ④**減量する** が再生利用等に取り組むときの優先順位となります。

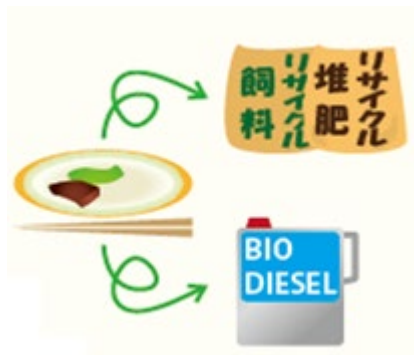
優先
順位



1 発生抑制する

生産や流通過程の工夫、消費のあり方の見直しなどによって、まずは発生抑制に取り組む。

食品ロス
の削減



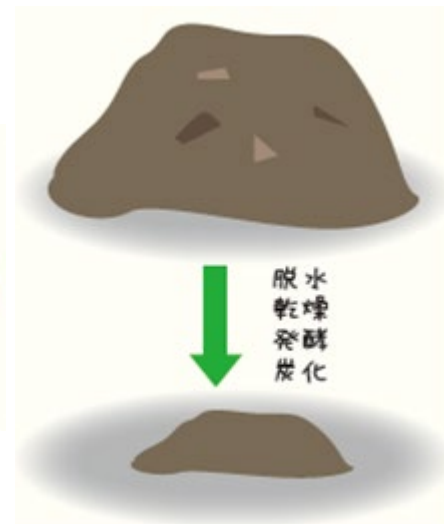
2 再生利用する

飼料、肥料、きのこ菌床、炭化製品(燃料又は還元剤としての利用)、油脂・油脂製品、エタノール・メタンの原材料として再生利用する。



3 熱回収する

焼却して熱回収をする。ただし、条件は①再生利用施設が離れていること、②メタンやバイオディーゼルと同等以上のエネルギーを回収できること。



4 減量する

脱水・乾燥・発酵・炭化により減量を行い、廃棄物処分を容易にする。

食品廃棄物の種類と再生利用の手法

- 食品製造業から排出される廃棄物は、均質で量が安定していることから、分別も容易で、栄養価を最も有効に活用できる飼料へのリサイクルが適している。
- 外食産業から排出される廃棄物のうち、食べ残し等は家畜に対して有害なものが混入する可能性があるため、飼料へのリサイクルに不向きなものが多く、比較的分別が粗くても対応可能なメタン化が有効。

業種	食品廃棄物の種類	分別のレベル	リサイクル手法
食品製造	●大豆粕・米ぬか	容易 ↑	飼料化 肥料化（堆肥化） メタン化
	●パン・菓子屑		
	●おから等		
	●製造残さ（工場）		
	●返品・過剰生産分		
食品卸・小売	●調理残さ（店舗）	↓ 困難	
	●売れ残り（加工食品）		
	● 〃 （弁当等）		
外食	●調理屑（店舗）		
	●食べ残し（店舗）		
家庭	●調理屑		
	●食べ残し		

※ 食品廃棄物の種類によっては、リサイクルに不向きなものもある

	メリット	デメリット
飼料化	・畜産農家におけるエコフィードの利用拡大により、需要は堅調	・異物除去や食品残さの品質管理・成分分析等が必要
肥料化	・初期投資が少なく技術的なハードルが低いことから新規参入が容易	・最終製品価格が安く、 <u>需要も必ずしも多くない</u> ため利益を上げにくい
メタン化	・他のリサイクル手法に比べて、比較的分別が粗くても対応が可能	・設備導入が高コスト ・ <u>副産物利用の方法に検討が必要で、処理する場合にはコストが必要</u>

※エコフィードとは、食品廃棄物等及び農場残さを利用して製造された家畜用飼料の総称

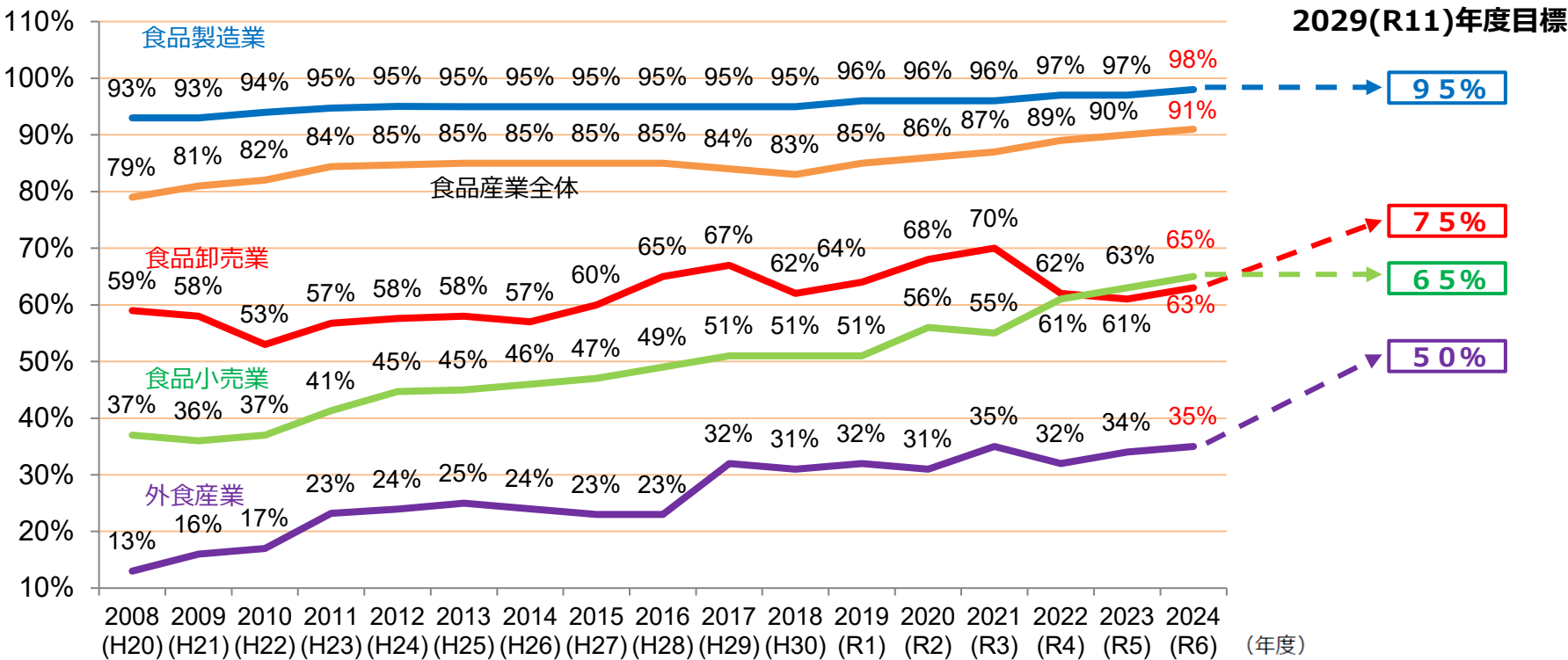
（３）再生利用実施率

登録再生利用事業者・再生利用事業計画の状況



再生利用等実施率

○ 各業種の再生利用等実施率は上昇傾向で推移。このうち、食品製造業及び食品小売業は目標達成。



再生利用等実施率 = (発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95^(※) + 減量量) ÷ (発生抑制量 + 発生量)

(※) 食品廃棄物残さ（灰分）を除いたものに相当する率

基準実施率（個別企業の目標値）の算出式

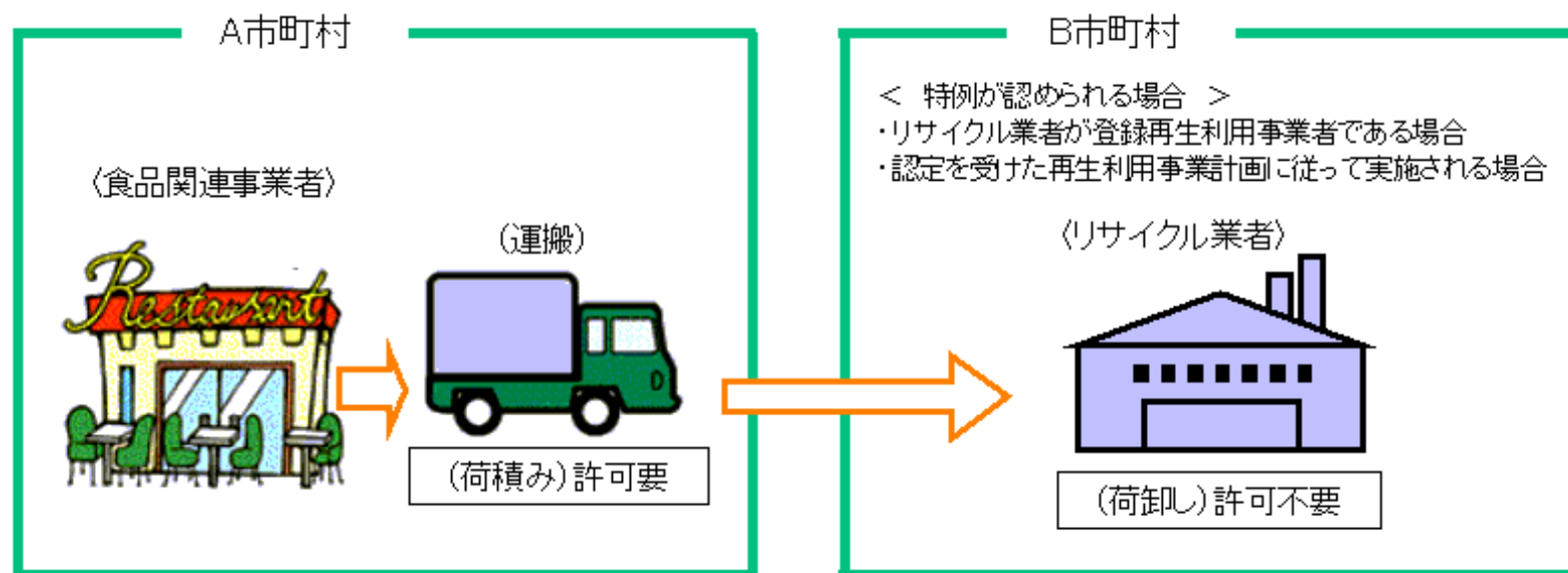
基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント
(注) 20%未満は20%として基準実施率を計算

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2 %
50%以上80%未満	1 %
80%以上	維持向上

登録再生利用事業者制度



- 食品循環資源の再生利用の委託先となるリサイクル業者の育成を図る制度
- 廃棄物処理法の特例
 - ・荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
 - ・一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃
- 肥料の品質の確保等に関する法律・飼料安全法の特例
 - ・都道府県知事又は農林水産大臣への届出不要

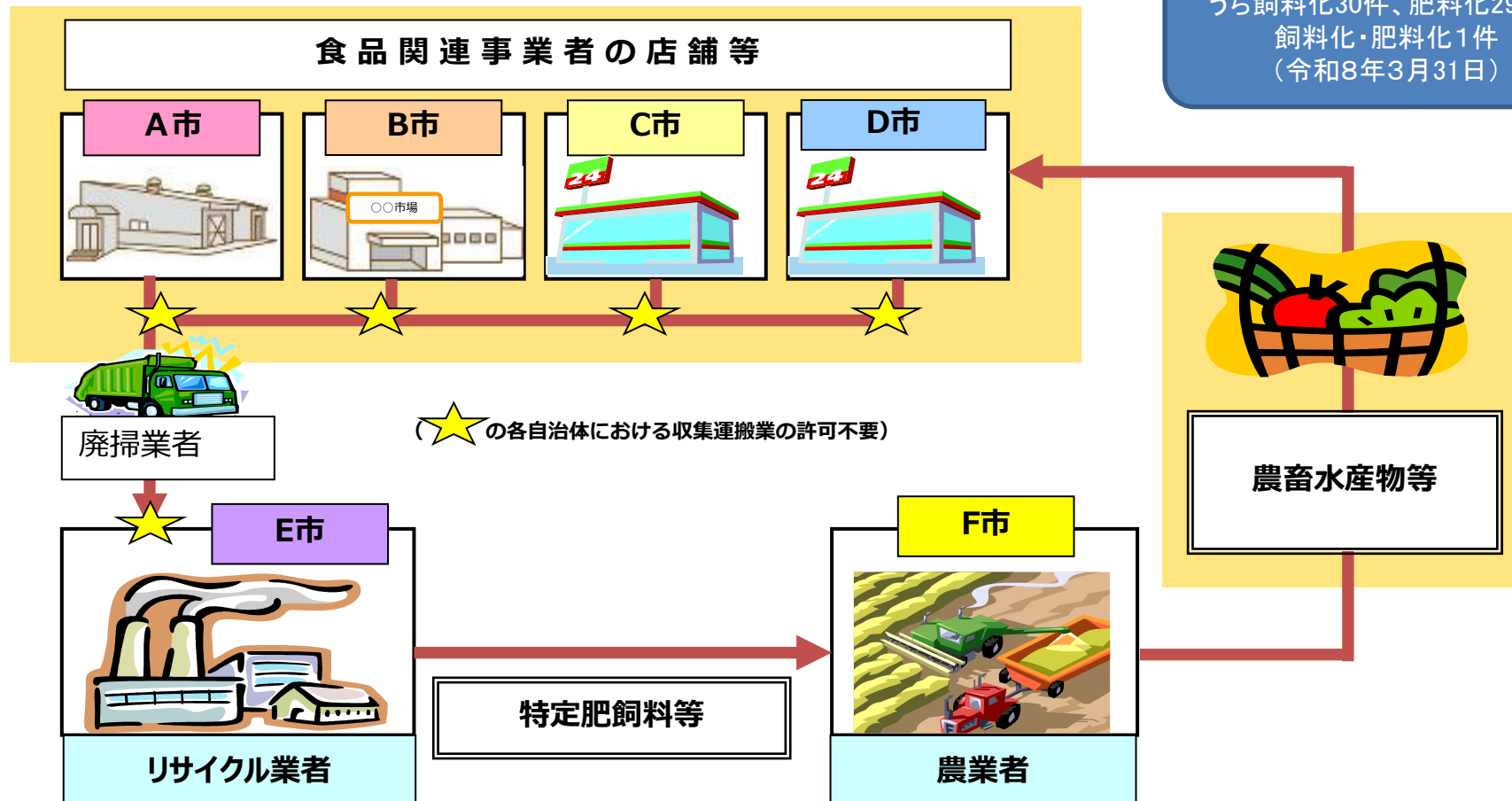


登録事業場数：141事業場（令和8年3月末現在）

食品リサイクルループ（再生利用事業計画認定制度）

- ✓ 食品関連事業者から発生する廃棄物から飼料・肥料を生産し、それを用いて生産した農産物等を食品関連事業者が取り扱う、食品リサイクルループの形成を推進。
- ✓ 食品関連事業者とリサイクル業者、農業者等の3者が連携して策定した食品リサイクルループの事業計画について、主務大臣の認定を受けることにより、廃掃業者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可（一般廃棄物に限る。）が不要となる特例を活用することが可能。

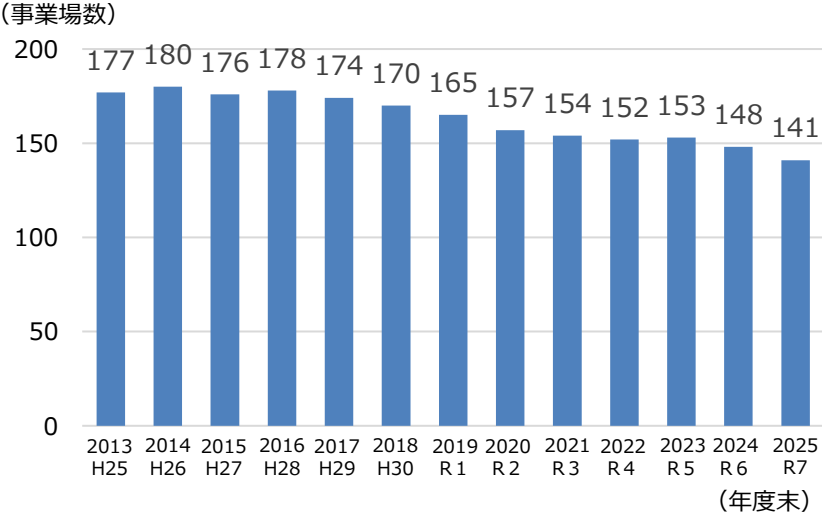
認定件数：60件
うち飼料化30件、肥料化29件、
飼料化・肥料化1件
（令和8年3月31日）



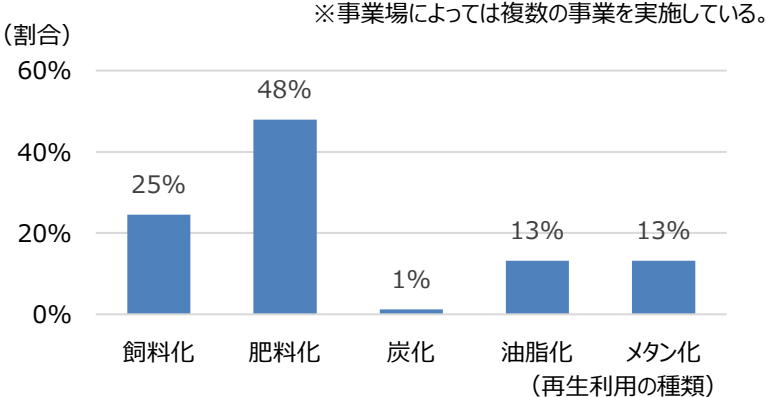
登録再生利用事業者・再生利用事業計画（食品リサイクルループ） 認定の現状

- 登録再生利用事業者の登録件数は減少傾向で推移。再生利用のうち優先順位が高い飼料化・肥料化が約7割を占める。
- 再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定数は、2021年度以降増加傾向で推移。

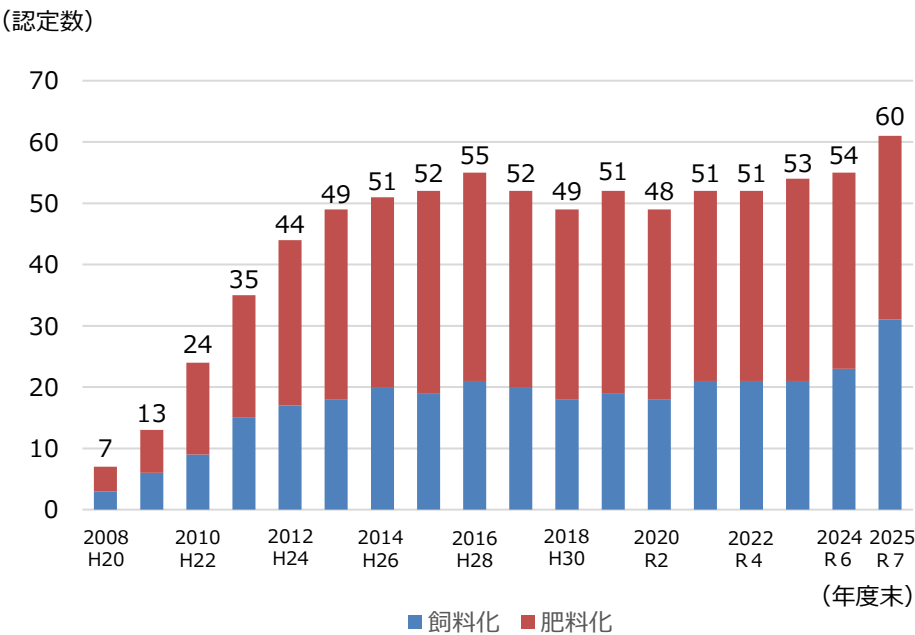
登録再生利用事業者の事業場数



再生利用事業の種類割合 (2026年3月末現在)



再生利用事業計画の認定数



※2025年3月末の認定件数60件のうち、
飼料化30件、肥料化29件、飼料化・肥料化 1件

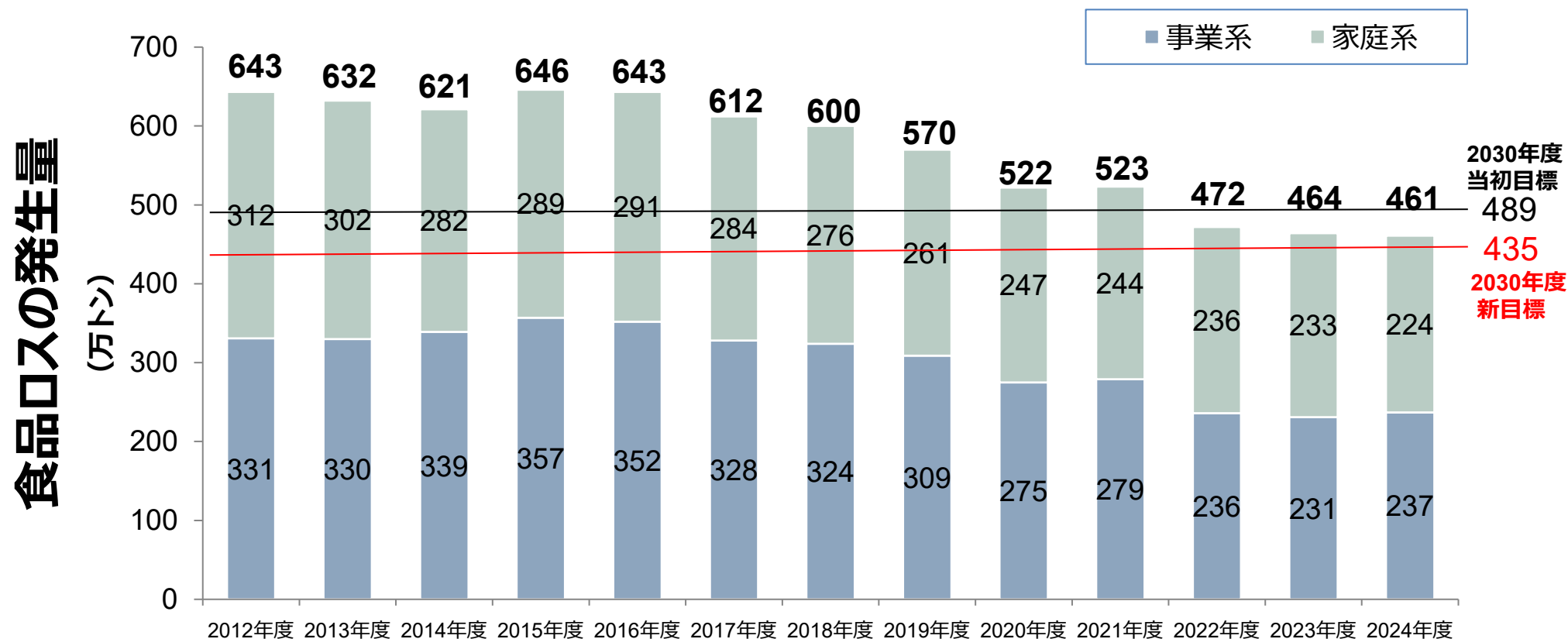
(4) 直近の食品ロス量



食品ロス発生量の推移

- ✓ 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施
- ✓ 令和6年度は約461万トンと、前年度から約3万トン（約0.6%）減少
- ✓ 内訳は、事業系が約6万トン（約2.6%）増加、家庭系が約9万トン（約3.9%）減少
- ✓ 発生量全体では、2030年度当初目標（2000年度比半減）を達成。
- ✓ 今後、事業系は2000年度比で60%削減、家庭系は半減（2030年度を待たずに早期達成）を目指す。

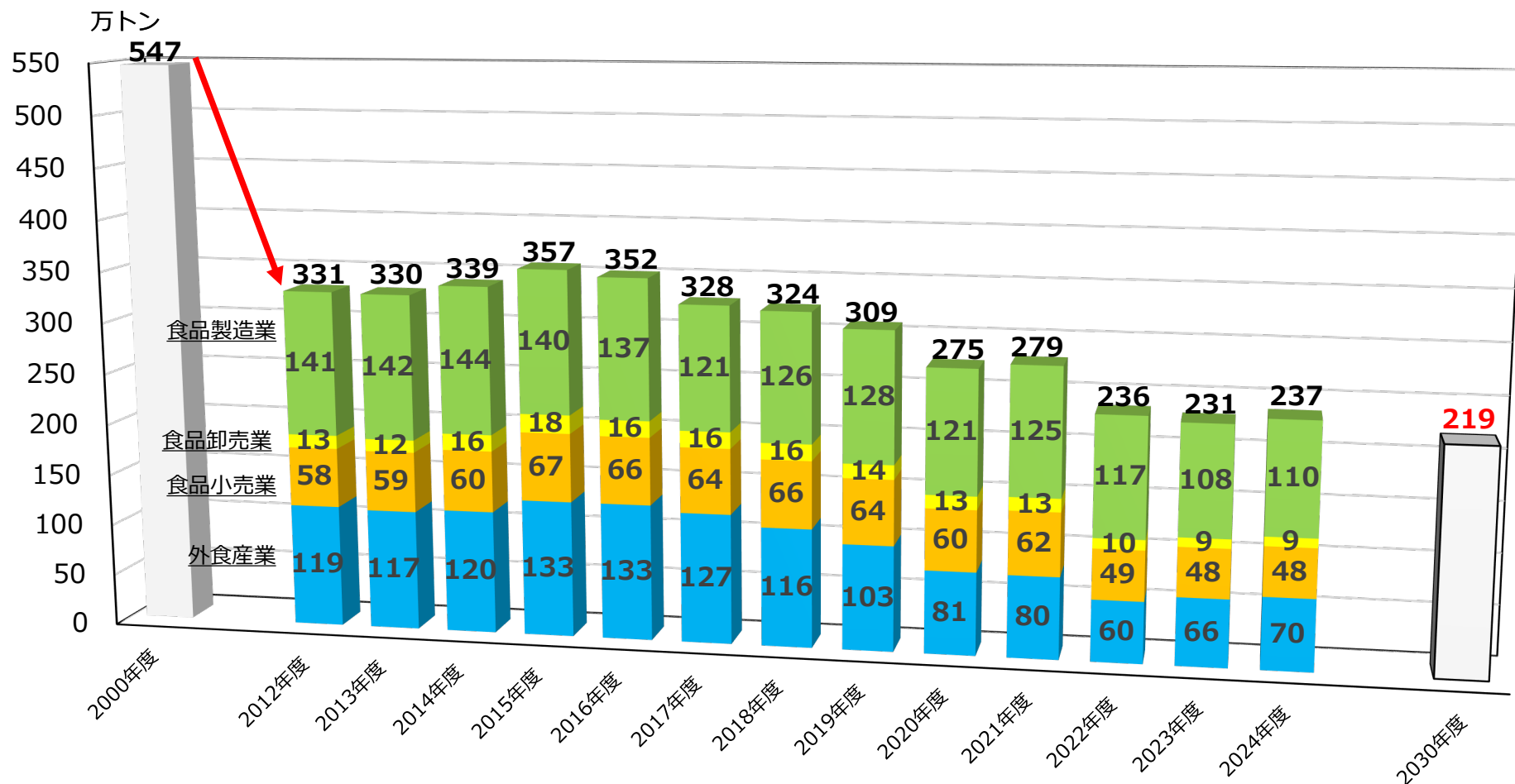
※2024年度時点での削減率：事業系56.7%、家庭系48.3%



事業系食品ロス量の削減目標と推移

【目標】2000年度(547万トン)比で、2030年度までに**60%削減**させる(**219万トン**)

2012年度以降、全体では減少傾向。近年は全体として減少傾向だが、特に外食産業は増加傾向。

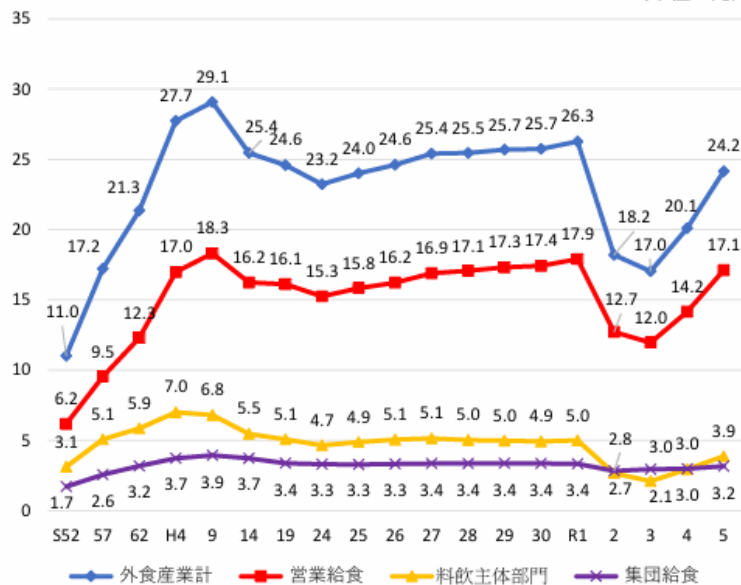


事業系食品ロスが増加した理由の分析

- 外食産業の市場規模は、新型コロナウイルス感染症の影響により2020（令和2）年以降大幅に減少したものの、2022（令和4）年を境に回復の兆しが見られる。
- 新型コロナウイルス感染症発生前の2019（令和元）年度実績から食品ロス量を試算すると、外食産業の回復度合いと比べ、食品ロス量の増加量は少ない傾向。

■ 外食産業の市場規模の推移

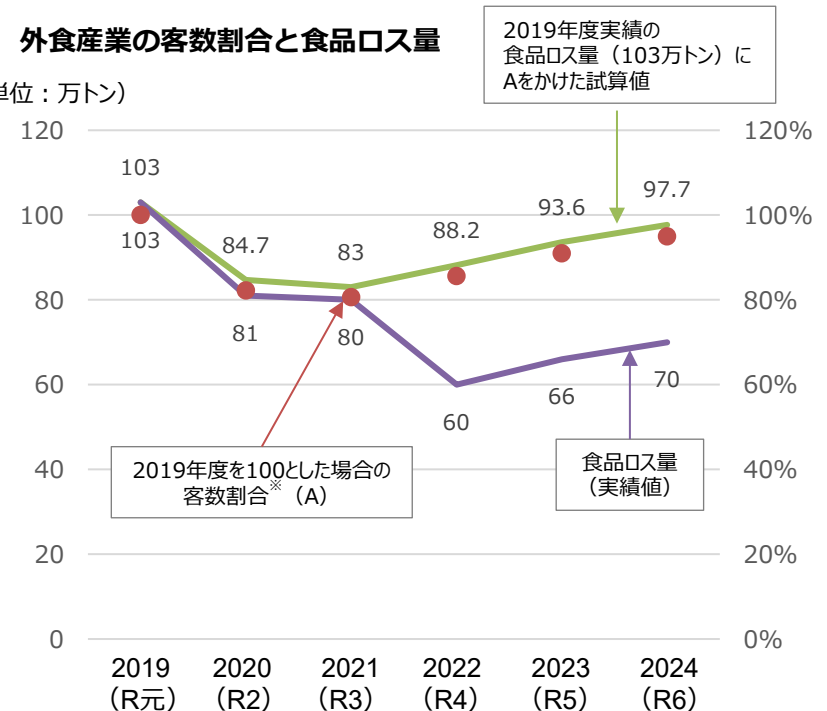
（単位：兆円）



資料：（一社）日本フードサービス協会、（公財）食の安全・安心財団による推計

■ 外食産業の客数割合と食品ロス量

（単位：万トン）



※（一社）日本フードサービス協会の外食産業市場動向調査結果を基に算出

（５）新たな基本方針策定後の施策状況等



新たな目標達成に向けた取組イメージ



消費者の理解や取組が鍵



フードテック官民協議会の取り組み

総会

協議会の重要事項の決議、ワーキング活動報告、会員企業からのピッチや展示、ネットワーキングを年3回で実施。

ワーキング活動

プラントベースフード、細胞農業、ヘルス・フードテック、金融やスタートアップなどの作業部会で、専門的な議論を行い、協調領域で集まるコミュニティ活動を開催。

セミナー・勉強会

フードテックに関わるセミナー、勉強会、展示会や地方と連携したフードテックイベントを複数を実施。

ビジネスコンテスト

持続可能な食料、生産性向上、健康な食生活の3つのテーマをフードテックで実現するためのアイデアを募集し、ビジネス部門と個人部門で年1回実施。

フードテック官民協議会へ参加するメリット

最新フードテック情報の共有

情報発信の場の提供

FOODTECH
フードテック官民協議会

ネットワーキング構築

オープンイノベーション推進

政策提言・対話

作業部会（ワーキングチーム）

Plant Based
Food普及推進

細胞農業

アップサイクル
フード

食と教育

昆虫ビジネス
研究開発

美食テック

ヘルス・
フードテック

サステナブル
レストラン推進

コミュニティ・サークル

細胞農業

健康×おいしさの食
品機能

食スタートアップ
未来会議

金融勉強会

＜対策のポイント＞

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロスの削減に向けたフードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築、食品リサイクルの効率化等の取組を推進します。

＜事業目標＞

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 外食事業者等と連携した食品リサイクルの効率化等モデル支援

食品ロス削減・食品リサイクル推進が進んでいない外食事業者等地域の関係者が連携した食品リサイクルの効率化・ブランド化、地域の未利用資源の活用に係る取組の実証や横展開等を支援します。

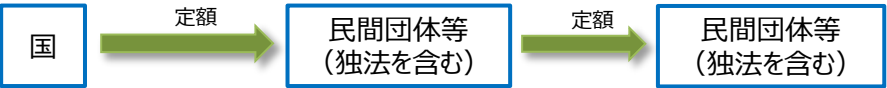
2. 未利用食品の供給体制構築緊急支援

食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。

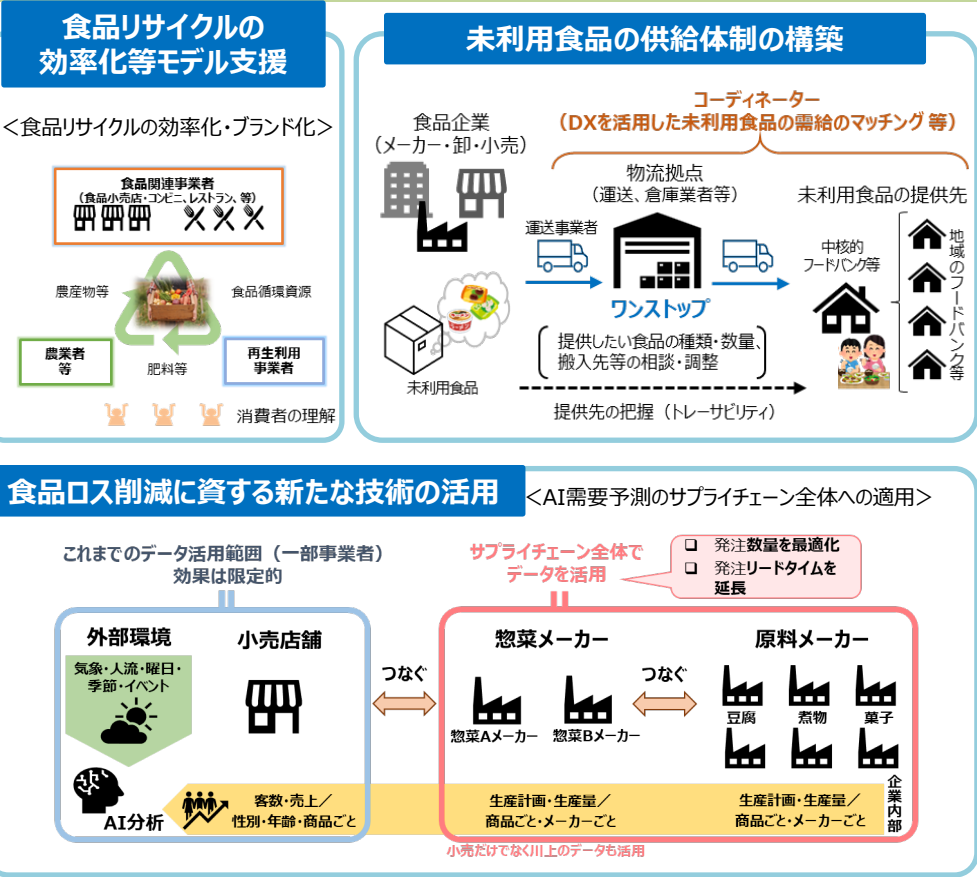
3. 食品ロス削減緊急対策モデル支援

食品業界におけるDXの推進をはじめ、サプライチェーン全体におけるAI需要予測等の精度向上に向けた実証を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロス60%削減目標、リサイクル等実施率目標（小売65%・外食50%）の達成に向け、食品事業者をはじめ意欲ある様々な主体の知見・技術・ノウハウを活用し、食品ロス削減に資する取組や、食品リサイクルの効率化・ブランド化等の取組を推進します。また、食品企業の食品ロス削減等の取組を評価・開示する仕組みを構築します。

＜事業目標＞

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和 5 年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和 5 年度実績]→65%、外食産業34%[令和 5 年度実績]→50% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 食品ロス削減総合対策事業

43百万円（前年度 43百万円）

① 食品ロス削減推進事業

16百万円（前年度 16百万円）

食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組や優良事例について、地方・中小企業を含めた業界全体に展開を図る活動を支援します。

② 食品ロス削減調査等委託事業

27百万円（前年度 27百万円）

企業による食品ロス削減等の取組の評価・開示の仕組みの構築に向けた検討を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備、食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等の調査を実施します。

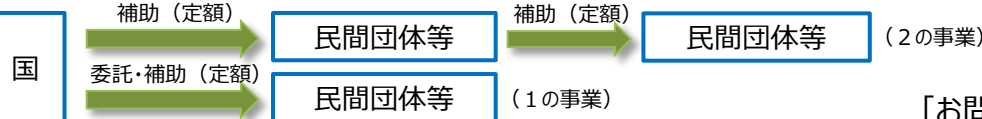
2. 食品ロス削減等緊急対策事業

【令和 7 年度補正予算額】 200百万円

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロスの削減に向けたフードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築、食品リサイクルの効率化等の取組を支援します。

- ① 食品ロス削減緊急対策モデル支援
- ② 未利用食品の供給体制構築緊急支援
- ③ 外食事業者等と連携した食品リサイクルの効率化等モデル支援

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

商慣習見直しの取組

商慣習検討ワーキングチーム

- ・食品製造業・卸売業・小売業の代表、有識者等で構成
- ・フードチェーン全体での商慣習の見直し



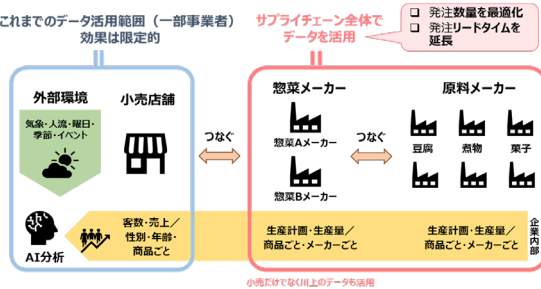
商慣習によって発生する食品ロスをフードチェーン全体で解決

商慣習見直しの取組を製造・卸売・小売の各業界に波及



食品ロス削減に資する新たな技術の活用

＜AI需要予測のサプライチェーン全体への適用＞



食品リサイクル効率化





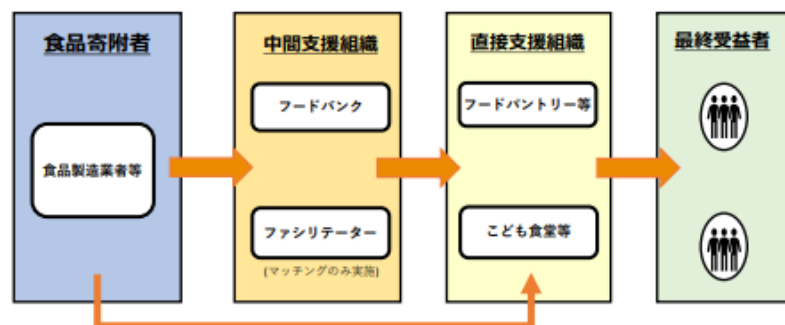
食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（概要）

1. 背景・目的

- 食品ロスを削減するためには、未利用食品の有効活用（食品寄附）の促進が重要とされるところ、食品寄附に関わる各主体の情報不足、信頼性・透明性等を高めるための枠組みの整備、フードバンク等の底上げの必要性などが指摘されている。
- 令和5年12月、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中で、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされた。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会における議論を通じて作成。

2. ガイドラインの対象範囲

①食品寄附者（事業者）、②ファシリテーター（需要のマッチングを行うサービスを提供する場合の者）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤こども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定。



3. ガイドラインの具体的な遵守事項の整理

- 法令事項**：法令上名宛て人に一定の義務付けをしている法令を引用した事項（※）
- 必要事項**：食品寄附の信頼性向上等の観点からガイドラインとして必要と考える事項
- 推奨事項**：取り組むことが望ましい事項
※ 食品衛生法、食品表示法、個人情報保護法

4. ガイドラインの具体的な内容

- ※ 各主体ごとに各章で記載
- **提供元・提供先における合意事項**：
提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）、品質確保・管理、転売禁止、事故時の対応等
- **安全面等の管理**：
食品の品質・衛生管理（必要な設備の設置等）、受取・輸配送時の検品（期限表示・破損等の確認等）、施設の衛生管理（清掃等）等
- **提供時の注意**：
衛生上の取組（保冷剤の提供等）、食品表示情報の伝達と管理等
- **トレーサビリティ**：
記録の作成・保存（名称、数量、期限、アレルギー、入出荷年月日、寄附者・提供先の名称等）
- **事故時の対応**：
保険の加入（保険分科会においては、主にフードバンク向けの損害賠償保険の在り方を、こども食堂等については、既存のボランティア用保険の活用について議論）、記録を踏まえた連絡等
- **財務管理・情報開示**：
損金算入、実績報告等

※ 参考資料として、各種ひな形（フードバンク・こども食堂等間の合意書、こども食堂等から最終受益者への説明事項等）、必要事項を抽出したチェックリスト等を添付

外食における食品ロス対策

○外食店舗における「食べきり」を呼びかけることを目的とした啓発ポスター等を作成。





食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～（概要）

1. 背景・目的

- SDGsにおいて食品ロス削減に関する国際目標が設定され、我が国においても2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるという政府目標を設定。令和5年末には、当該目標の確実な達成に向けて「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を策定。
- 中でも、レストラン・ホテル等の外食産業における主たる食品ロスの原因である顧客の食べ残しについて、その持ち帰り促進を図ることが有効な方策。しかしながら、食べ残しの持ち帰りについて合意することについての法的責任関係が不明瞭である上、持ち帰りに伴う法的・衛生的な責任を高いハードルとして感じる事業者が相当数いることが課題。
- そこで、法律面・衛生面でのリスクの低減を図ることで、**事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上又は食品衛生上留意すべき事項を整理するとともに、消費者に求められる行動について整理。**

2. 対象

一般食堂等、業として食事の調理・販売を行う者（学校・病院等を除く）が、特定の場所で顧客に飲食させることを前提に食事の提供をしたものの、顧客が当該場所では食べきれずに当該場所以外の場に持ち出す飲食物。

3. 基本的な考え方

食品ロス削減のためには、**まずは消費者が食べることが重要であるが、食べ残してしまったものの持ち帰りも1つの有効な方法。**その際には、**事業者が消費者に一定の注意事項の説明等を行うとともに、消費者も自己責任の下に持ち帰りを行うことで、事業者及び消費者双方の協力と理解のもと、本ガイドラインを参考に持ち帰りの取組を促進し、双方の持ち帰りに対する意識の変化や行動変容を期待。**

4. 事業者が民事上又は衛生上留意すべき事項

●持ち帰りの際の事業者による一定の注意喚起等の実施

民事の観点から、飲食店等において、安心・安全な持ち帰りを推進すべく、食べ残しの持ち帰りに関し、衛生面に関する一定の注意事項を説明することが有効

食品衛生の観点からは、持ち帰りに適する食品は十分に加熱されていること等をもとに事業者が判断すること、清潔な容器等を提供することなどを提示

●利用規約の整備

円滑な持ち帰りの実施のため、事業者・消費者双方の合意の内容を明確化するとともに、消費者におけるリスクの把握等や事業者における法的リスク等の予見可能性を高めるために有効

→ガイドラインにおいて利用規約のひな型を例示

5. 消費者に求められる行動

●食べ残し持ち帰りの理解促進

食べ残しの持ち帰りを行う場合には、食中毒リスク等に対する十分な理解の上、**持ち帰る際及び持ち帰った後の食品の管理の責任は基本的に消費者にあること**を十分に認識し、飲食店等からの事前説明事項を適切に遵守することが求められる。

食品衛生の観点からは、温度が高いところに放置しないこと、速やかに喫食すること、異臭等を感じた場合は喫食しないことなどを提示

●事業者の取組に対する積極的な評価

食べ残し持ち帰りサービスを提供する飲食店等の取組を消費者行動により評価していくことが求められる。

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会



- 納品期限（3分の1ルール）等の商慣習の見直しに向けて、2023年10月に情報連絡会を設置し、これまで9回開催。

令和6年12月以降の開催状況

第4回（令和7年3月18日）

第5回（令和7年5月29日）

第6回（令和7年9月11日）

第7回（令和8年3月5日）

第8回（令和8年5月28日）

第9回（令和8年8月6日）

第4回 議題

- ・食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定等について
- ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の策定について
- ・持ち帰り促進に向けた取組事例

第5回 議題

- ・フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査の結果について
- ・商慣習見直しの取組状況に関する調査結果について
- ・取組報告

第6回 議題

- ・取組報告
- ・フードバンク認証と実証について
- ・フードバンクへの食品提供に係る税制（損金算入等）について

第7回 議題

- ・商慣習の見直し等に関する調査結果報告
- ・事例報告

第8回 議題

- ・食べ残し持ち帰り促進に関する行政情報の提供
- ・取組紹介

第9回 議題（第2回資源循環自治体フォーラムと合同開催）

- ・フードバンク認証制度に関する行政情報の提供
- ・取組紹介

食品廃棄物等の発生抑制等の取組の見える化の仕組み構築に向けた検討



背景・目的

- 食品ロス削減推進会議（令和6年7月）における岸田総理指示や、食品リサイクル法基本方針（令和7年3月告示）等において、食品事業者による食品廃棄物等の発生抑制等の取組の開示強化や、取組を適正に評価する仕組みを構築することとされた。
- 食品リサイクル法の定期報告で得られる情報を活用し、①見える化する仕組み、②各企業における取組を適正に評価する仕組み、を構築することとした。
 - ①見える化する仕組み：食品リサイクル法に基づく定期報告（年間約2,800事業者）のオンライン化及び当該報告内容の開示（任意、年間約2,700事業者）方法の改善。
 - ②各企業における取組を適正に評価する仕組み：業種間比較が困難な抑制量の代わりとなる評価指標（ベンチマーク）の開発

スケジュール

年度	①見える化	②適正な評価
令和7年度		評価指標の調査・設計 ・学識経験者・食品事業者等による検討 ・省エネ法等の先行事例調査 ・関係者ヒアリング ・事業者クラス分け方法の検討 等
令和8年度	システム開発	評価指標（ベンチマーク）の更なる検討
令和9年度	試行	・ベンチマークによる試算 ・インセンティブ措置や支援のあり方の議論
令和10年度～	本格実施	ベンチマークの改善 etc.

令和7年度における検討状況

- **制度設計の方向性を議論**
省エネ法等の先行事例を踏まえ、評価・開示に関する基本的考え方を共有
- ↓
- **指標案の比較検討**
A案（定量評価のみ）・B案（定量評価と定性評価の組合せ）の2案を比較検討
- ↓
- **事業者アンケートの実施**（定性指標について）
- ↓
- **指標案を最終化**

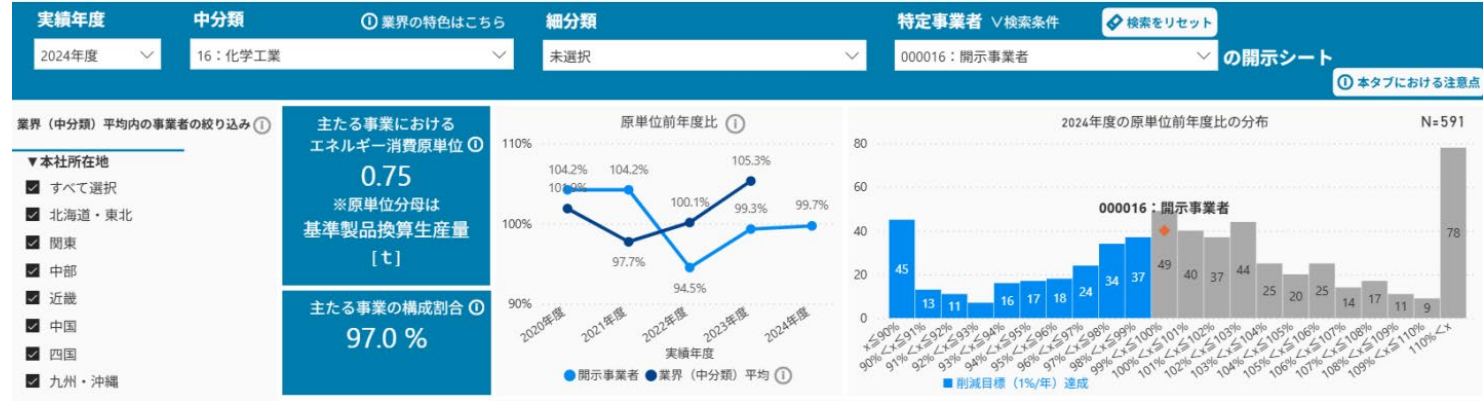
食品廃棄物等の発生抑制等の取組の見える化の仕組み構築に向けた検討 開示【素案】

- 食品関連事業者が**定期報告**で提出する情報の一部を**農林水産省HP**で開示し、**消費者や投資家等**が見られるようにする
- 開示する／しないは任意**（事業者が開示を宣言）
- 企業の開示情報にリンク**（統合報告書、サステナビリティレポート等）

（現在公開されている報告内容）

（開示シートのイメージ）

開示シート（タブ2_エネルギー使用の合理化）



食品リサイクル法に基づく定期報告において、報告内容を公開するに同意した開示した事業者一覧

事業者名	報告内容	公表範囲	公表日
1. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
2. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
3. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
4. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
5. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
6. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
7. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
8. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
9. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
10. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
11. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
12. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
13. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
14. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇
15. 株式会社 〇〇〇	食品廃棄物の発生抑制等の取組	公表範囲 〇〇〇	〇〇〇

省エネ法HP：省エネ法の概要 | 事業者向け省エネ関連情報 | 省エネポータルサイト

※変更の可能性があります、確定したものではない。

食品廃棄物等の発生抑制等の取組の見える化の仕組み構築に向けた検討

昨年度検討された評価の仕組み 概要

食品リサイクル法の**定期報告**（※）で得た情報を基に、以下の**基準**を用いて、**業種別（製造、小売、外食）の3業種**にクラス分け。

（※）食品廃棄物等多量発生事業者（前年度の発生量が100トン以上）が毎年度報告するもの。省令改正で内容修正予定。

食品ロス削減スコア （仮称）

食品ロス削減スコアでランキング
上位からB-1～3にクラス分け

定量指標

Z値が高い順
にリスト化



定性指標

Z値が高い順
にリスト化

順位の合計をもとに
総合順位を決める

Z値：全体平均を基準にした相対的な位置を表す指標。値が高いほど、
他と比べて取組割合が高いことを示す。

$$Z値 = \frac{X - \mu}{\sigma}$$

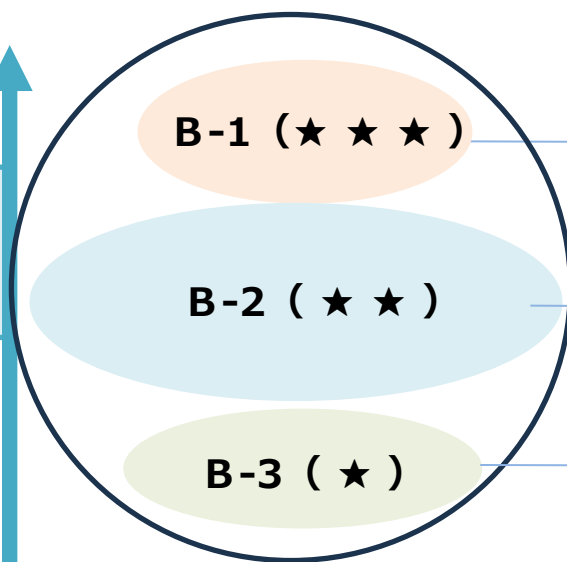
X：観測値
μ：平均値
σ：標準偏差

評価の対象

次の2点を満たす食品関連事業者

1. 食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上
2. 業種別の目標値「基準発生原単位」が設定されている

※ 実態を踏まえ、卸売業は除く（将来的に単位が発生したら、対象にしてい）



支援策の案

- ✓ 表彰
- ✓ 公表（社名等をリストアップ）

- ✓ 公表（社名等をリストアップ）
- ✓ クラスアップに向けた措置

- ✓ クラスアップに向けた措置

今年度は、
より広く意見を募りながら、
公平かつ食品ロス削減や食品リサイクルの推進に有効
な仕組みを検討

国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ」

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和3年6月9日に「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

「**食品廃棄ゼロエリア**」の
創出を重点対策の1つとして位置づけ



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

3-2. 重点対策⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

プラスチック資源の分別収集、食品ロス削減、食品リサイクル、家庭ごみ有料化の検討・実施、有機廃棄物等の地域資源としての活用、廃棄物処理の広域化・集約的な処理等を、地域で実践する。

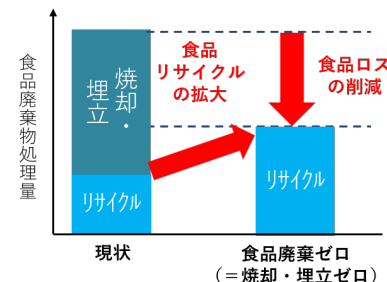
創意工夫例	● ぞみ半減プラン（食品ロス削減のため、食べ残しゼロ推進店舗認定制度や販売期限の延長の取組） ● 食品ロス削減推進計画（消費者・事業者・行政等の連携協力による食品ロス削減） ● 地域で発生した有機廃棄物を地域資源として活用（家庭の生ごみのバイオガス化）
絵姿目標	● 市民・事業者と連携した環境配慮設計製品（省資源、リユース可能、分別容易、再生材やバイオマスプラスチック等への素材代替等）の利用やワンウェイ・プラスチックのリデュース、市町村、製造・販売事業者、排出事業者によるプラスチック資源の回収・リサイクルが一体的に進んでいることを目指す ● 食品ロス量が、2030年度までに2000年度比で半減するとともに、発生する食品廃棄物については食品循環資源としてリサイクルが進み、食品廃棄ゼロとなるエリアが創出されることを目指す ● 廃棄物処理や下水処理で得られる電気、熱、CO2、バイオガス等の地域での活用が拡大することを目指す 等
主要な政策対応	● プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般で、3R+Renewableの取組を包括的に促進 ● 飲食店における食べ残しの持ち帰り（mottECO）やフードドライブ、災害用備蓄食品の寄附、事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減及び食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロエリアの創出を推進 ● 国民の暮らしに身近な家庭ごみの排出抑制を促す有効な手法の一つであるごみ有料化を、「一般廃棄物処理有料化の手引き」等を活用し推進 ● リユースやリサイクルに係る手間を減らすため、事業者・自治体と連携し、住民にとって利用しやすくなるよう、排出ルートの多様化やその周知を推進 ● 廃棄物処理を通じて地域に新たな価値を生み出すなど、地域循環共生圏を踏まえた資源循環のモデルを提示し、廃棄物を地域の資源として活用する取組を推進 等
具体的な事例	● 日野市 プラスチック製容器包装・製品の一括回収 ● 京都市等 新・京都市ごみ半減プラン（食品ロス削減のため、販売期限の延長を推進） ● 富山県 消費者・事業者・行政等の連携協力による食ロス削減の推進計画 等

（出典）地域脱炭素ロードマップ【概要】（国地方創生会議）より転載
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/pdf/20210609_chiiki_roadmap_gaiyuu.pdf

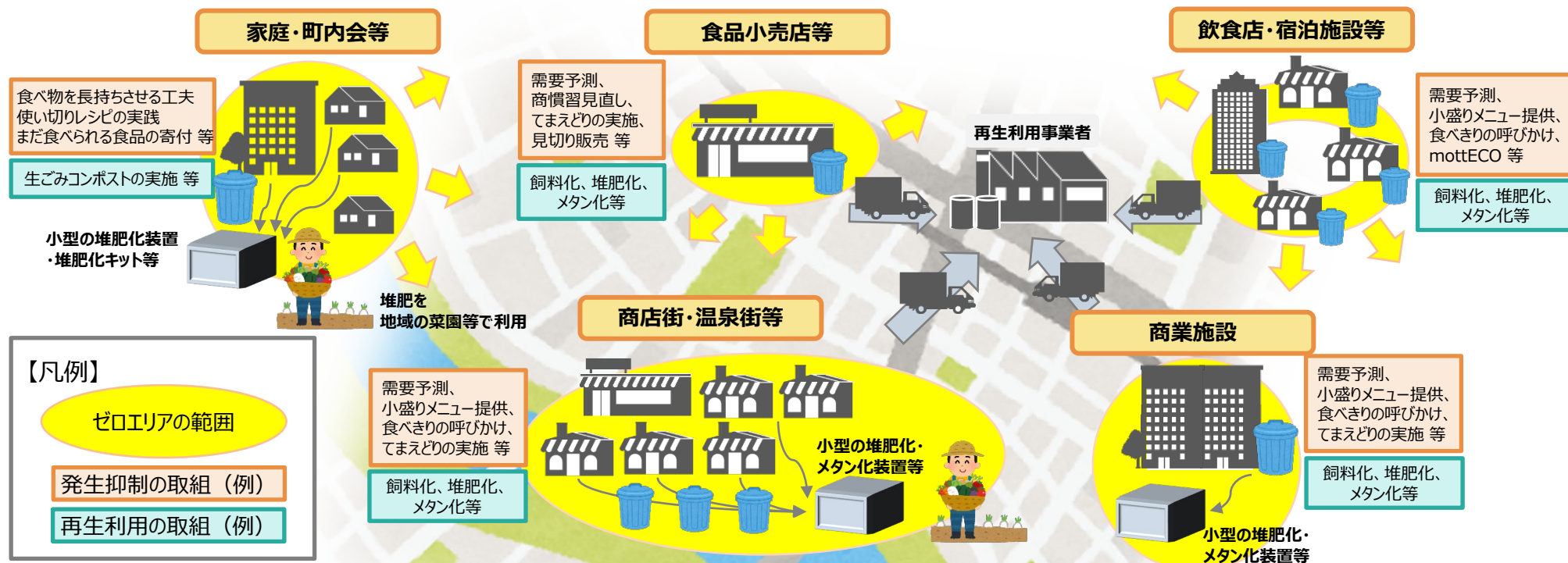
食品廃棄ゼロエリア構想の概要

飲食店における**食べ残しの持ち帰り（mottECO）**や**フードドライブ**、**災害用備蓄食品の寄附**、**事業者による商慣習の見直し**などの**食品ロス削減対策**及び**食品循環資源のリサイクル**により食品廃棄ゼロを目指す先行エリアを創出する。

内閣官房HP「国・地方脱炭素実現会議」<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/index.html>



食品廃棄ゼロエリアの検討イメージ



食品廃棄ゼロエリア創出の手引き（令和8年4月公表）

- 環境省はこれまで、全国の自治体や民間事業者による**食品廃棄ゼロエリアの創出を支援するモデル事業（令和3年度～）**を計**27件実施**し、同エリアの創出にあたって重要となる点や工夫、課題に関する知見を収集。
- ※食品廃棄ゼロエリア：食品ロス削減に取り組み、なお発生する食品循環資源をリサイクルし、食品廃棄ゼロ（＝焼却・埋立ゼロ）を実現したエリア
- 本手引きは、食品廃棄ゼロエリアの創出に取り組む地域の関連主体（民間事業者等）や自治体を想定読者として、**創出に向けた検討のステップや取組のポイントを整理**。

ゼロエリア創出の検討手順
（第3章）

ゼロエリア
の設定

具体的な
取組の検討

推進体制
の構築

取組効果
の測定

手引きの構成・主な記載内容

1 食品廃棄
ゼロエリア
とは

食品廃棄ゼロエリアの概念や政策上の位置づけ、取組のメリット・意義を説明。

2 モデル事業
実施結果
の紹介

環境省モデル事業（令和3年度～）から、実施主体の異なる4事例（①飲食店・小売店・宿泊施設等、②大学キャンパス、③家庭・小売事業者等、④自治体主導）のポイントを紹介（記載イメージは右記）

3 ゼロエリア
創出のための
検討手順

検討手順（上記）の各段階を、活用できる知見やデータ等と共に紹介。

食品廃棄ゼロエリア創出に向けた取組事例の紹介イメージ
（2章部分）

2 モデル事業の実施結果の紹介
2.1 飲食店、小売店、宿泊施設等における取組（公益財団法人 Save Earth Foundation）

■エリア全体で食品廃棄ゼロに取り組む意義（本手引きP.10）

- 従前の課題
- 食品小売店・飲食店・宿泊施設1店舗あたりの食品廃棄物量が少ないため、食品リサイクルを実施する場合の収集運搬費・処理費が割高であった。
- エリア全体での取組による対応
- エリア内の18店舗が共同で食品廃棄物の収集運搬やリサイクルを委託するスキームを構築することで、上記の費用や収集運搬にかかる環境負担を削減。

■取組の流れ、実施のポイント

- 食品廃棄ゼロエリアの設定（本手引きP.22～23）
- 地域に再生利用事業者がいたこと、自治体や大学との連携可能性を重視
- 施策の検討・体制の構築（本手引きP.24～33）
- 産官学が連携し、様々な業態の食品関連事業者が協働して食品リサイクルループ構築に取り組む日本でも例のない取組であったこと、資源循環に取り組むことで環境価値を消費者に啓発できることを参画のメリットとした。
- 効果の測定・取組の継続（本手引きP.34～35）
- 食品廃棄物の分別・計量手法の工夫



食品廃棄物の計量や計量に向けた事前相談の様子



令和7年度補正予算 食品循環資源リサイクル促進モデル事業について



【1】モデル事業実施の目的

- 家庭から排出された食品循環資源（生ごみ）の分別収集とリサイクル（再生利用）を促進することが、国全体の課題となっていることを踏まえ、自治体及び自治体関連施設における食品循環資源のリサイクル（再生利用）に関する取組を推進する。
- 食品リサイクル法において、食品関連事業者の再生利用等実施率を向上することが求められているため、食品関連事業者等における食品循環資源のリサイクル（再生利用）に関する取組を推進する。

【2】モデル事業の概要

	部門Ⅰ.自治体における食品リサイクル促進部門	部門Ⅱ.食品関連事業者等における食品リサイクル促進部門
申請対象	地方公共団体及び関連施設 ※関連施設とは、教育施設、給食センター等	食品関連事業者等 ※食品製造業、卸売業、小売、外食等
支援額上限及び採択件数	500万円 / 5件程度 ※採択件数は両部門の支援総額2,500万円と応募状況等を勘案し決定する	
事業取組内容及びテーマ例示	一般家庭等から排出され分別収集した食品循環資源の再生利用に係るスキーム検討、再生利用実施等 (例) ・一般家庭から排出され、地方公共団体が分別収集した食品循環資源について、再生利用を行う取組 ・地域の学校給食で発生した食品循環資源の再生利用に関する取組	食品関連事業者から排出された食品循環資源の再生利用等に係る課題整理、取組の実施に伴う効果検証、関係主体との連携等 (例) ・食品関連事業者から排出された食品循環資源について、現状では自治体に焼却処理を委託しているが、モデル事業を通じて再生利用を検証する取組

※【参考資料】[食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針](#)

[食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 基本方針](#)

[市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針](#)

※【過年度採択団体】[令和6年度補正予算 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等の採択結果について](#)

令和7年度補正予算 食品循環資源リサイクル促進モデル事業の採択結果について



部門Ⅰ：自治体による食品リサイクル促進部門

事業主体	事業の名称	事業の概要
小布施町	家庭由来の生ごみリサイクル化のためのモデル回収地区実証事業	市街地で生ごみの自家処理が難しい自治会1～2地区（約300世帯）を対象に、焼却処理されている生ごみを分別回収・堆肥化し、 小布施町に還元することを目指した取組を行う 。指定袋方式や拠点設置バケツ方式等の回収方法を比較し、全世帯アンケートや組成調査により分別意識と生ごみの状態を把握し、 将来的な本格導入と自治体間連携の可能性を検証する 。
那須塩原市	板室温泉もったいない地域循環プロジェクト～1000年湯治の里が挑む食品循環資源リサイクルモデルの構築～	市内板室温泉地区の宿泊施設5軒を対象に 、発生する食品残さを肥料化・有効利用・アップサイクルする地域循環モデルを構築する。生ごみ組成調査やヒアリング、卵殻アップサイクルの可能性調査、スマートコンポストによる肥料化実証、食品ロス削減メニューの開発等を行い、 年間リサイクル量や生ごみ処分費削減額、温室効果ガス削減量、宿泊客・学生の意識変容を把握し、他の宿泊施設への横展開を図る 。

令和7年度補正予算 食品循環資源リサイクル促進モデル事業の採択結果について



部門Ⅱ：食品関連事業者等における食品リサイクル部門

事業主体	事業の名称	事業の概要
イオン株式会社	岩手県内イオン店舗の食品廃棄物を活用した堆肥によるホップ・大麦栽培とプライベートブランドビール開発を通じた食品リサイクルループ型地域循環モデル実証事業	イオン関連店舗から排出される魚あらを除く食品廃棄物を活用し、食品リサイクルループの構築を目指す事業である。 岩手県内21店舗から年間約300トン を県内事業者が堆肥化し、まずイオンアグリ創造株式会社の岩手花巻農場において実証を実施し、その結果を踏まえ、 ホップ・ビール用大麦の露地栽培に活用する 。排出量の見える化、堆肥成分・土壌分析、作物生育・品質、GHG削減効果を評価するとともに、リサイクルPET容器による販売やPB商品化等により、持続可能な地域循環モデルの実現を図る。
一般社団法人食品ロス・リボンセンター	災害備蓄食品の高度手選別・資源化による「地域完結・低炭素型」循環モデル実証事業～福祉連携とデジタル要件定義による都市型リサイクルDXの基盤構築～	都内自治体と民間企業が保有する災害備蓄食品約60万食について、障害者就労支援事業所と連携し、高度な手選別により高品質な飼料・肥料原料とする 。原料は飼料化技術を持つ近郊農家に直接配送し活用する。また、備蓄終了食品の行方を把握する「デジタル・トレーサビリティシステム」の導入を見据え、排出量等の各種データを収集し、必要なデータ要件を定義するとともに、搬入量・選別後重量・配送距離・成分分析、農家満足度調査等により効果を検証する。
一般財団法人箱根町観光協会（箱根DMO）	環境先進観光地・箱根 食品リサイクル循環モデル高度化実証事業	観光地における食品リサイクル循環モデルの実装性向上を目的に、回収・運搬の効率化に取り組む。箱根町全域の宿泊・飲食施設24施設から、2週間で約4,000kgの食品残さを回収し、中継拠点を経て日本フードエコロジーセンターで飼料化する 。回収・運搬スキームや容器仕様の標準化、コスト構造の見える化、動画マニュアルによる分別推進により、回収量・飼料化量・CO ₂ 削減量等を評価し、持続可能な地域循環モデルの確立を目指す。
株式会社ビオクラシック 半田	食品残さ由来バイオ肥料を活用した弁当循環型農業モデル実証事業	名古屋市等の弁当製造事業者で発生した 食品残さを半田市のバイオガス施設でメタン発酵処理し、発酵残渣をバイオ肥料として長野県の農地での露地栽培に活用し 、収穫物を弁当製造に利用することで食品循環ループの確立を目指す。肥料成分・土壌、収量・品質、再生利用量・GHG削減量を定量評価するとともに、食品残さに付着するプラスチックの分離・減容化手法も検討する。
東金元気づくり株式会社	焼却処理削減を目指した食品廃棄物の地域内循環モデルの実現から社会・地域課題解決に向けた検証事業	千葉県東金市の 道の駅を核とした産官学連携の取り組み。地域の食品関連事業者や飲食店から発生する野菜くずや調理残渣をアメリカミズアブ幼虫に与え、蛹を飼料・肥料として活用 、これを用いた養鶏や米・露地野菜の栽培からの生産物によるサステナブルメニューの開発、外来生物の駆除やリン回収にも取り組む。各工程の重量記録やアンケート調査などにより、削減効果と意識変容を評価する。

令和7年度補正予算 地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業について

- 環境省では、焼却・埋立てされている資源性廃棄物について製造業・小売業とリサイクル事業者等が連携して再資源化し地域で活用する設備導入等を支援する補助制度を実施。
- **令和7年度補正予算からは対象廃棄物例に食品残さが明記された。**

地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業



【令和7年度補正予算 800百万円】

地域資源を活用した再生材の地域への供給を強化することで、新たな付加価値創出・地域経済活性化を図ります。

1. 事業目的

地域資源の活用を促進するため、地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）、廃油、建設廃棄物、SAF原料などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化の取組を支援し、地域循環経済への移行と地域経済の活性化を図る。

2. 事業内容

① 地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業

複合素材や焼却灰、建設廃棄物、バイオマスなどの再資源化困難物について、地域特性に応じた資源循環ルートの構築を目指し、実施可能性調査やモデル実証を支援する。重点分野として、廃家具等の複合系、建設廃棄物等の土石系、カーオイル等の化石系、SAF原料等のバイオマス系を想定し、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援し、地域連携を促進する。

② 地域資源の活用に向けた再資源化のための技術実証・設備導入支援

焼却・埋立てされている再資源化困難物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 請負先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



対象とする廃棄物

地域で排出される資源性廃棄物であって、従来、焼却・埋立てされているもの。

〔対象とする廃棄物の例〕

- 一 複合素材
 - ・ 家庭・事業活動から排出される複合素材（異なる種類の材料を組み合わせて一体化させた素材）
 - ・ 例：木質系（合板、パーティクルボード等）、繊維系（カーペット等）、金属系
- 二 建設廃棄物
 - ・ 建設・解体工事で排出される廃材
 - ・ 例：石膏ボード、断熱材、窓材等
- 三 化石系資源
 - ・ 石油等の地下化石資源から作られた廃材
 - ・ 例：エンジンオイル、作動油等のカーオイル、ゴム製品、プラスチック等
- 四 バイオマス系原料
 - ・ 再生可能な生物由来の原料
 - ・ 例：事業・家庭用廃食油、**食品残さ**、間伐材、汚泥等
- 五 その他再資源化が困難である廃棄物
 - ・ 焼却灰、金属残渣等、事業活動で排出される残渣・副産物等

令和7年度補正予算 地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業 公募要領抜粋

地方公共団体による食品リサイクルの取組促進事例集（令和8年4月公表）

- 本事例集では、地方公共団体にて**食品リサイクルに取り組み始める職員を想定読者として、概要、自治体に期待される役割、関与事例を整理。**
- 事例は「施設整備・運営する事例」に加え、「制度面での支援を行う事例」も紹介。
- 今後は、本事例集を基礎として、導入・運用の進め方、制度活用のポイント、留意点、Q&A等を追加した手引きへと更新し、地方公共団体担当者がより実務的に活用できる資料を作成予定。

取組促進事例集の構成・主な記載内容

1 はじめに	地域で食品リサイクルが進むメリットを整理。 (ごみの削減/資源の有効活用/脱炭素への貢献/資源がめぐり/価値が生まれるまちづくり/住民の環境意識の向上)
2 食品リサイクル法の概説	食品リサイクル法における4つの特徴を整理。 (リサイクルの優先順位/食品リサイクルの目標を明確化/リサイクル業者の登録/認定制度)
3 食品リサイクル推進に向けた地方公共団体の役割	食品リサイクル法に基づく基本方針（令和7年3月改定）に基づき、「地方公共団体の役割」、「制度活用」、「必要な対応」を整理。
4 地方公共団体が関与する取組事例	取組事例として、 <u>地域内の施設で進める事例（3事例）</u> と <u>制度面で食品リサイクルを促進する事例（2事例）</u> を紹介。

地方公共団体が関与する取組事例の記載イメージ

2 一般廃棄物のメタン発酵消化液の全量濃縮活用

実施場所：岡山県真庭市 **メタン化、液肥利用**

1 事例概要

- ✓ 従来廃棄されていた生ごみ、液肥原料にリサイクルし、農地還元。
- ✓ 全量濃縮化・精製費用削減、循環型農業の推進を目指す。
- ✓ メタン発酵から生じる消化液は、液肥として活用。液肥は濃縮施設で処理することで、小型機械（ドローン等）によって濃縮・散布。中山間地域での活用方法を創出。
- ✓ 全国で初めて、一般廃棄物のメタン発酵消化液を全量濃縮活用。

廃棄物循環のしくみ

●生ごみリサイクル・ごみ減量により、廃棄物処理施設の収容率を確保
✓ 生ごみ処理施設を3→1か所に統合。
✓ 処理施設の修繕・更新に比べ、約1.5億円/年の経費削減と評価（市推計）。

●地域における脱炭素への貢献
✓ 廃棄物の減少により、温室効果ガスを約1,900トン/年削減（市推計）。

●市民の環境意識の高まり
✓ 生ごみの分別回収を開始したことで、市民の分別意識が高まり、他の資源ごみのリサイクルの向上も実現。

2 取組の背景・特徴

取組の背景

- 人口減少が進む中、1人当たりごみ排出量は増加。市内の焼却施設・し尿施設の老朽化。最終処分場が満杯になる等、環境・財政面で対応が課題。
- 中山間地域での新たなごみ処理方法として、ごみを「減らす・活かす」方針の検討が必要に。
- 真庭市バイオマス推進協議会(2008)「真庭バイオマス推進事業(2014)」を通じて、有機廃棄物処理事業を実施。バイオガスシステム構築モデル事業やバイオ液肥スタンド設置等の検証を経て、生ごみ等資源化施設の建設を決定するに至る。

特徴① 生ごみ回収量の増加に向けた施策

- 生ごみの分別回収・資源化量の増加を目指し、以下の施策を実施。
- ✓ 2025年1月より、市全域で生ごみの分別回収を開始。市内に生ごみの無料回収拠点を設け、分別排出を奨励。収集容器については、家庭・事業所のいずれも共通のものを使用。
- ✓ 事業系可燃ごみの処理手数料を、150円/10kgから180円/10kgに改定。
- ✓ 分別排出すれば、ごみ処理の経費負担が軽減する仕組みを創出。

特徴② リサイクル品の全量活用に向けた施策

- バイオガス、濃縮バイオ液肥の活用。〔濃縮液〕として肥料法の届出を実施し、品質を確保。
- メタン発酵消化液の活用を目指し、濃縮液を導入。市庁舎の肥料代金の節約も図る。
- ✓ 小規模農家の結果より、農地利用には液肥の含水率や散布機の大化が課題と判明。
- ✓ 濃縮液を導入することで、小型機械を用いた小規模農地での活用が可能に。
- ✓ 1次濃縮液は無料配布、2次濃縮液については10アールあたり2千円で有機液肥を実施。

3 事業費・担当部署

- 施設設置に要した費用、利用した補助金
 計4,450万円（建設費、施設整備費、委託委託料）
 ※事業費に生ごみ処理費、バイオガス処理費、濃縮液処理費、44.36億円、一般財源：0.19億円
- 施設の運営に要した費用(7年度推計)
 計2,94億円（施設運営費、生ごみ収集運搬費）※一般財源：2,94億円
- 担当部署 …… 生活環境部 環境課（4名常駐。他業務と併任で対応。）

その他の食品リサイクルに関する取組（真庭市）

【事業系生ごみに関する取組事例の資料化(真庭市の取組)】

- ✓ 令和7年1月より事業系生ごみの処理を決定。従来自治体の設定を参考に検討。
- ✓ 回収ごみを有料化しつつ、生ごみを分別排出された場合は無料回収する方式を取ることで、経済的なインセンティブを生み、食品リサイクルを奨励。

【小規模事業者への負担軽減取組】

- ✓ 小規模事業者が生ごみを排出しやすいように行政施設等に生ごみ収集容器を設置。
- ✓ 処理施設までの運搬手数を軽減し、食品リサイクルの取組環境を整備。

※ 地域内の施設で食品リサイクルを進める事例では、事例ごとに以下を整理。
概要／廃棄物循環のしくみ／事業効果／取組の背景・特徴／事業費・担当部署／
その他食品リサイクルに関する取組（自治体）

地方公共団体、登録再生利用事業者等の意見交換会の開催



- 食品リサイクル推進には 自治体・登録再生利用事業者・食品関連事業者の連携が重要。
- 関係者間の相互理解の促進、課題共有と連携強化、知見の収集・活用を目的に意見交換会を開催。**
- 令和7年度は、第1回を東京都において現地とオンラインのハイブリッド形式で開催。
第2回はオンライン形式で開催した。

第1回意見交換会

(食品リサイクル意見交換会 in 東京)

日時：令和7年9月1日
形式：ハイブリッド開催（対面＋オンライン）
参加：109名（自治体・登録再生利用事業者・食品関連事業者等が参加）

プログラム概要

- ・食品リサイクルに関する行政の取組状況と課題
 1. 「食品リサイクル推進に向けて ～食品リサイクル法の最新動向～」
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課
 2. 「食品リサイクルに係る東京都の取組について」
東京都 環境局資源循環推進部計画課
 3. 「事業系食品廃棄物のリサイクル推進について」
港区 環境リサイクル支援部 みなとりサイクル清掃事務所
 4. 「一般廃棄物の越境処理に伴う事前搬入協議の見直し」
羽村市 産業環境部 生活環境課
 5. 「国分寺市生ごみたい肥化事業」
国分寺市 建設環境部 ごみ減量推進課
- ・東京都内の登録再生利用事業者による先進事例
～事業活動における工夫と、食品リサイクル推進における課題～
 1. 「未利用資源（食品廃棄物）飼料化処理のご案内」
株式会社アルフォ
 2. 「羽村バイオガス発電所」
株式会社西東京リサイクルセンター

第2回意見交換会

(食品リサイクルの最新動向と自治体・事業者の事例～オンライン意見交換会～)

日時：令和8年1月15日
形式：オンライン配信
参加：151名（自治体・登録再生利用事業者・食品関連事業者等が参加）

プログラム概要

- ・前半プログラム
 1. 「食品リサイクル推進に向けて ～食品リサイクル法の最新動向～」
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課
 2. 「定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業について」
宮城県仙台市
 3. 「真庭市くらしの循環センターにおける資源循環の取組」
岡山県真庭市
- ・後半プログラム
 1. 「食品リサイクル優良事業者認定制度について」
一般社団法人全国食品リサイクル連合会
 2. 「多様な食品関連事業者と連携した地域食品資源循環の環」
公益財団法人Save Earth Foundation

■令和8年度も開催予定

資源循環自治体フォーラム

- 環境省では、自治体と企業の連携を通じて資源循環や地域課題の解決、新規ビジネス創出を促進するフォーラムを全国で開催した。
- 令和8年度も引き続き実施する。

令和7年度開催スケジュール

● 第1回 資源循環自治体フォーラム

- 2025年9月12日 大阪市（大阪府立男女共同参画・青少年センター）

● 地方版（6箇所）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 中部 令和7年12月19日（金） | 北海道 令和7年12月25日（木） |
| 中国四国 令和8年1月13日（火） | 東北 令和8年1月19日（月） |
| 関東 令和8年1月29日（木） | 九州 令和8年2月13日（金） |

⇒ 合計2,250名の参加

第1部



第2部



第1回資源循環自治体フォーラム

第1部

■ 開会挨拶、最新の施策、予算の情報等

- 環境省勝目大臣政務官、大阪府森岡副知事
- 内閣府（地方創生）、消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
- 日本経済団体連合会、日本政策投資銀行、脱炭素化支援機構

第2部

■ 主要テーマごとに企業と自治体がセッション

リユース	プラスチック	小型家電・リチウム蓄電池	サステナブルファッション
下水汚泥紙おむつ	食品ロス食品リサイクル	家庭ごみの分別回収	木材資源

■ スタートアップ企業による革新的な技術等の紹介

～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き (令和7年度公表、令和8年度改訂)

- 本手引きでは、地域の食品ロス削減を推進する自治体・事業者等に向けて、食品ロスの発生要因の調査方法と、調査を踏まえた施策の検討・実施のポイントを、定量データや効果的な施策例を交えつつ紹介。
- 環境省で支援しているモデル事業で得られた知見を踏まえ、随時情報をアップデートしている。

食品ロスを削減する施策の検討の流れ

検討の視点

①消費者



<発生要因となりうる要素>

- ✓ 世帯構成、生活スタイル
- ✓ 「食」に関する志向 等



発生要因の調査

- ✓ 食品ロスの発生内容や要因の日記形式での記録 **(食品ロスダイアリー調査)**



施策の検討・実施

- ✓ 消費者の**食品ロスに対する意識や行動を変える施策**の検討 (Who, What, When/Where, How)

②地域全体



<発生要因となりうる要素>

- ✓ 居住形態や産業構造に応じた地区別の差異 等



- ✓ 地域から発生する食品ロスの組成に関する調査 **(家庭ごみのごみ袋開封調査)**



- ✓ **地域全体に着目した食品ロス**を効果的に削減する施策の検討

- 食品ロスを削減するために実施する施策はいずれも重要であるが、**今後更に普及する可能性が高い行動を調査し、その行動をターゲットとすること**により効果的な施策になると考えられる。
- 全国を対象としたアンケート調査の結果、以下の15の行動は「**現在取り組んでいないが、取り組みやすいと考える人の割合(更なる普及の可能性)**」が高く、行動が変わりやすいと期待される。

場面	食品ロスを削減するための行動 ※調査した29の行動のうち、行動が変わりやすいと期待された15の行動	行動の現時点での普及割合※	行動の更なる普及の可能性※
食品の 買い物	食事のメニューを計画してから、買い物をする	58%	+15%
	買い物リストを作ってから、買い物をする	58%	+15%
	買い物をする前に冷蔵庫などの在庫チェックを行う	73%	+13%
	食べきれないように、小分けや少量パックのものを買う	58%	+16%
	すぐ食べる食品は陳列棚の前の列から取る(てまどり)	52%	+18%
食品の 保管	冷蔵庫を開き見やすいように整理する	67%	+11%
	早く使う必要がある、傷みやすい食品を冷蔵庫の見やすい位置に置く	77%	+11%
	早く使う必要がある食品が残っていないか、冷蔵庫内をよく探す	76%	+11%
	冷蔵庫内の温度が上がらないように、開ける頻度を最低限にする	67%	+12%
	野菜等の鮮度を長持ちさせる袋を使っている	40%	+18%
食品の 使用・ 調理	料理を作りすぎないように、必要な分量を量る	71%	+13%
	料理を作りすぎないように、家族の食事の予定や体調を確認する	62%	+15%
	野菜などの皮やヘタなどを料理に使う	38%	+12%
	不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する	15%	+14%
外食	食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る	37%	+18%

※「現時点での普及割合」…行動に既に取り組んでいる人の割合

※「更なる普及の可能性」…取り組んでいないが、取り組みやすいと考える人の割合(この割合が高い場合、ターゲットとすることで効果的な施策になりうる)

事業者の提供するツールを活用した検証事例(横浜市)

横浜市は、家庭における食品ロス削減の行動に働きかけることを目的として、事業者の提供するツールを活用し、食品ロス削減の意識・行動の変化に関するモニター調査を実施。



mottECO導入の手引き（令和8年4月公表）

- 環境省では、飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰る行為“mottECO”に関する実証支援を令和3年度から実施。
 - 実証事業で得られた知見等を活用し、mottECOの導入を検討したい外食事業者と、導入を支援する地方公共団体の担当者向けに、検討の流れに沿って導入方法と先進事例の工夫点を手引きとして取りまとめ。
- ※まずは「おいしく食べきる」ことが優先のため、3010運動等の食べ残しの発生抑制対策も紹介。

外食事業者の 検討手順（第2章）

現状把握

事前検討

具体的な準備

効果測定、
確認・改善

手引きの構成・主な記載内容

- | | |
|-----------------|---|
| 1 mottECOとは | mottECOの概要、意義・効果、普及状況、削減効果の算出方法を紹介。 |
| 2 外食事業者による導入方法 | 検討手順（上記）に沿って方法論を事例を交えて紹介。
「食中毒発生時の対応等」の想定されるトラブルに対する対応方法も紹介。 |
| 3 自治体による導入の支援方法 | 協力店の募集や啓発資料の準備・提供、消費者への情報発信、支援効果の把握を事例と共に紹介 |
| 4 先進事例の紹介 | 環境省のmottECO導入モデル事業の取組概要を紹介 |
| 5 参考資料集 | 関連ガイドラインや普及啓発資料等をURLと共に紹介 |

「外食事業者等によるmottECO導入方法」の整理イメージ

2-2 外食事業者導入方法

2.3 導入に向けた具体的な準備：容器の調達（必要数の検討）

取組のポイント

事前検討した事項（2.2）を踏まえ、必要な容器の発注数を検討しましょう

- 容器の発注数については、実際の食べ残し持ち帰りの発生状況を踏まえて必要数を検討することや、実際に試しに1～2か月程度少数の容器を導入し、必要数を把握することが考えられます。大規模事業者の場合は、モデル店舗で試行的に導入することも有効です。
- テイクアウト用の容器が既にある場合は、注意事項を記載したシールや包装紙を印刷し、既存容器に貼り付ける方法も考えられます。

事例（参考件数）mottECO普及コンソーシアム¹

mottECO普及コンソーシアムによる、令和5年3月～令和6年1月のmottECO利用実績のうち、ホテル等を除く以下の4のレストランでの利用実績は0.7件/日となっている。

単位	1日件数/店（件）	実施日数（日）	店舗数（店）	件/年（件）
デニーズ	0.8	365	317	93,000
ロイヤルホスト	0.6	365	220	49,000
和食だ	0.2	365	200	15,000
びんぐのドキー	1.1	365	328	132,000
レストラン小計/平均	0.7	365	1,065	289,000

0.7件/日

事例（参考件数）杉並区内のレストラン²

杉並区が令和6年度10月から12月まで、区が容器やチラシ等を用意したうえで、区内協力店舗127店舗でモデル事業を実施した。利用実績をアンケートで把握したところ、1店舗あたりの利用件数は10.5件/2か月であった（回答件数106店舗）。

<2か月間の利用実績>

106 店舗の容器使用数 1,118 個
容器平均使用数 1,118 個 ÷ 106 店舗 = 10.5 個

※参加した127店舗の業態内訳
居酒屋30店、中華20店、喫茶・スイーツ16店、和食11店、イタリアン6店、うどん・そば5店、ラーメン4店、洋食2店、フレンチ2店、寿司2店、焼肉・韓国料理2件、その他27店

10.5件/2か月

Point

試行的に導入することが難しい場合は、他事例を参考に必要数を検討することも可能
※業態、メニュー内容、季節等で大きく異なる可能性がある点に留意

(出典) 1 mottECO普及コンソーシアム2023「自治体・事業者連携による「mottECO（モッテコ）」導入、普及推進事業 最終報告書（2024年3月8日）」（p.8）より作成
<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/jimdfs.pdf>
2 東京都杉並区「mottECO（モッテコ）」普及推進モデル事業についてより作成（p.1）
https://www.city.suginami.tokyo.jp/documents/760/r6_mottecojisayohokoku.pdf



環境配慮素材容器

令和 8 年度 mottECO導入伴走支援事業について



【1】支援事業の目的と概要

<支援事業の目的>

- 環境省では、令和 7 年 3 月に見直しを行った「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、**外食事業者等に対し、食べ残しの持ち帰りの推進や、消費者に対する適切な情報提供・周知等を通じて、食品ロス削減に資する取組を推進すること**を求めている。
- 令和 8 年 3 月に外食事業者における食べ残しの持ち帰り（mottECO）導入に向けて「mottECO導入の手引き」を策定し、**自治体、事業者等による取組の促進を図っている**ところである。

<支援事業の概要>

- 食品関連事業者等のmottECO導入に向けた衛生管理、容器の調達方法、店舗運用、周知方法等に係る伴走支援
- 支援対象：地方公共団体、宿泊業及び飲食サービス業
- 採択件数：15件

【2】進め方イメージ

	手順	内容
ステップ1	<支援先の選定>	・自治体や飲食店等を公募し、導入意欲や実現性を踏まえて支援対象（約15団体）を選定する
ステップ2	<mottECO導入の支援>	・衛生管理、容器、店舗運用、周知方法などについて、現場に入りながら実行できる形まで伴走支援する
ステップ3	<課題整理・展開>	・導入結果から課題や成功事例を整理し、mottECO導入の手引きの改善案や今後の普及施策に活かせる形で取りまとめる

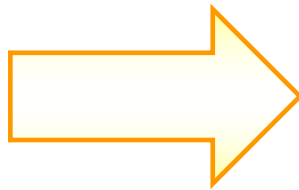
3010三角柱のリニューアル

「3010運動」とは：宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、
＜乾杯後30分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、
＜お開き10分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、
と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

環境省では、3010運動を推進すべく、
卓上三角柱ポップを作成。
令和7年度にデザインをリニューアル。



旧デザイン



新デザイン

再生利用等の手法ごとの環境負荷に関する検討会



- 環境省では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、食品循環資源の再生利用手法ごとの環境負荷に関する検討会を令和7年度中に2回開催。
- 飼料化、肥料化、きのこ菌床、メタン化等の**再生利用工程における環境負荷（CO₂等）の把握を目的**として、昨年度は再生利用工程における環境負荷の推計分析を実施。調査方法および分析結果の妥当性について有識者により議論。
- 令和8年度は昨年度の議論内容を踏まえ、**自治体・事業者が活用可能な簡易なGHG削減効果算定ツールの開発に向けた検討を実施予定**。

令和7年度 検討会概要

第1回検討会：令和7年11月12日 10:00～12:00

第2回検討会：令和8年2月16日 15:00～17:00

非公開・オンラインにて開催

委員会メンバー

(座長)

石川 雅紀 叡啓大学 副学長／ソーシャルシステムデザイン学部
学部長・特任教授

(委員)

小原 聡 東京大学 先端科学技術研究センター 特任教授

小林 富雄 日本女子大学 家政学部 教授

高橋 巧一 一般社団法人全国食品リサイクル連合会 副会長

菱沼 竜男 宇都宮大学 農学部 農業環境工学科 准教授

矢野 順也 京都大学 環境安全保健機構 環境管理部門 准教授

第1回検討会 議題

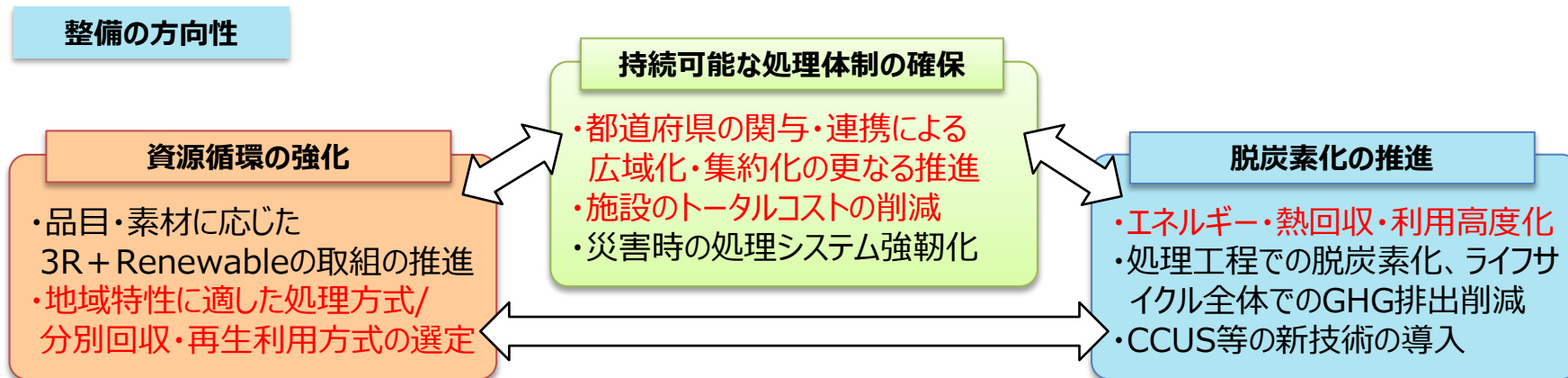
- ・本検討の背景
- ・目的本検討会の取りまとめ方針等に関する検討再生利用手法ごとの環境負荷に関する推計
- ・調査方針の検討
- ・その他

第2回検討会 議題

- ・第1回検討会でいただいた主な意見と対応方針（案）
- ・食品循環資源の再生利用等の手法ごとの環境負荷に関する結果の報告
- ・調査結果を踏まえた本検討会成果の活用方針の検討
- ・その他

今後の一般廃棄物処理施設整備について

- 一般廃棄物処理施設整備は、人口減少・少子高齢化下においても適正処理を通じた生活環境保全のために必要不可欠であり、中長期的な視点に立ち、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保が不可欠。
- 3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を含む資源循環の強化が重要。
- 2050年カーボンニュートラル（CN）に向け、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減、エネルギー・熱回収の高度化、将来的なCCUS等の新技術の導入等の取組が必要。
- こうした課題等に対応するため、令和5年6月に新たな「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定。同計画に基づいて以下の視点から、より効果的・効率的な施設整備を推進していく。



※それぞれの要素は密接に関わっているため複数の役割を持つが、代表的な役割に分類している。

具体的な対応策

- 以下の対応策について、財政的・技術的支援の段階的な見直し・拡充を実施
- ・都道府県の長期的な広域化・集約化計画の策定、先進的な広域化・集約化の促進
 - ・施設規模の適正化、更新需要の平準化
 - ・資源循環強化等の観点からの効果的な分別回収・再生利用の促進
 - ・エネルギー回収効率等のより高い施設整備の推進、官民連携による施設整備の推進
 - ・CO2分離回収等の技術開発の推進

インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するためのPPP/PFIの裾野の拡大

- 公共・民間の双方で人手不足が顕在化する中で、老朽化したインフラの更新等を効率的に行うためには、これまで以上に様々な分野で官民連携手法を効果的に活用することが重要。
- これまで空港、道路等の14分野を重点分野としてきたが、国民生活に身近で、かつ老朽化が進行する3つの分野（火葬場、一般廃棄物処理施設、国公立病院）を重点分野に追加し、17分野を重点分野とする。
- 各重点分野における具体化件数目標の進捗によって、必要に応じ、目標の見直しを行い、実現に向けた取組を充実させる。

重点分野の追加

火葬場

- ✓ 地方公共団体向けセミナーの開催、資料集の作成検討
- ✓ PFI導入可能性調査への優先的な支援

一般廃棄物処理施設

- ✓ 先行事例の調査、処理能力余力の活用に関する論点整理
- ✓ 市町村等への情報提供・検討のサポート

国公立病院

- ✓ PPP/PFIの活用に向けたガイドラインの作成を検討するため、関係府省（内閣府・厚生労働省・文部科学省・総務省）の検討会議の開催

10年ターゲット目標の見直しと実現に向けた取組の充実					
分野	新たな10年ターゲット目標	分野	主な取組		
道路	✓ これまでの実績及び今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正（60件→65件）	空港	✓ 民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、リスク分担条項（プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等）について、 会議体を設け検討を進める		
スポーツ施設	✓ PFI全般で取組を充実させることから目標を上方修正（40件→50件）	水道	✓ 「水道分野における「水の官民連携」ガイドライン」を策定・周知する		
大学施設	✓ これまでの進捗が順調であることから目標を上方修正（40件→45件）	下水道	✓ 令和8年度中に前倒して達成を目指す。10年ターゲット目標の引き上げについては、令和8年中に結論を得る。また、污水管の改築に係る 国費支援要件に関して、小規模案件の乱立等により広域化が妨げられることのないよう制度設計を行う		
公園	✓ 今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正（30件→35件）	道路	✓ 令和7年12月に都市計画決定された下関北九州道路については、国土幹線道路部会に設置された「本州・九州連携小委員会」で議論された結果も踏まえつつ、 公共施設等運営事業を含むPPP/PFIの手続を経ることを前提に、事業化を検討する。 引き続き、エリア単位での活用も視野に検討する		
港湾施設	✓ 「クルーズ船向け旅客ターミナル」に「みなと緑地PPP」を追加し、「港湾施設」として再整理したうえで、目標を上方修正（10件→30件）	MICE施設	✓ 専門家派遣等を通じ、事業発案段階で 分野横断型事業の働きかけ等 を行う		
		公営水力発電	✓ 補助事業の活用等を更に促進するため市町村向け説明会や 相談窓口の設置 を行う		
		自衛隊施設	✓ 武山駐屯地及び下総航空基地等の整備についてPFI導入の検討を進める		

一般廃棄物処理システム指針の改訂

- 一般廃棄物処理システム指針を令和 6 年度に改訂し、標準的な分別収集区分、品目別の望ましい循環的利用の考え方、回収方法及び分散型資源回収拠点の説明を追加
- 改訂内容に対応する制度的措置として令和 7 年度から以下を実施。
 - ・可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集及び再資源化経費、特別交付税措置の設立
 - ・循環型社会形成推進交付金等における分散型資源回収拠点の整備事業への支援

1 標準的な分別収集区分

- ✓ 容器包装等の分別収集の実施率が向上していること、焼却処理から資源循環への移行が各品目でもとめられていることを鑑み 3 類型を 1 類型へ統一
- ✓ 地域特性を踏まえて資源循環を考えていくことが重要であり、分別収集区分や適正な循環的利用・適正処分を検討していくことが望ましいことを記載

適正な循環的利用・適正処分の方法

- ✓ 市町村は分別収集区分と併せ、適正な循環的利用及び適正処分の方法についても再検討することが重要であり、資源循環の方向性を目安として提示

3 回収方法、分散型回収拠点

- ✓ 地域における資源循環を促進するツールとなり得る分散型資源回収拠点の定義や設置の考え方等の説明を追加。



令和 7 年度より循環型社会形成推進交付金の補助メニュー化

①標準的な分別収集区分（改訂版）			②循環的利用適正処分	
循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収	プラスチック	ペットボトル	【廃食用油】 ○バイオディーゼル燃料、持続可能な航空燃料（SAF）、工業原料としての活用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分 【生ごみ】 ○堆肥の適正利用 ○メタン発酵により生成したバイオガスの発電や燃料としての利用 ○同上 【剪定枝】 ○堆肥の適正利用、チップの燃料利用 ○同上	
		プラスチック製容器包装		
		製品プラスチック		
	バイオマス	廃食用油		分別収集及び再資源化に経費を特別交付税措置※廃食用油は分別収集のみ
		生ごみ		
		剪定枝		
	古紙、紙製容器包装	古紙(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ)		【生ごみ】 ○堆肥の適正利用 ○メタン発酵により生成したバイオガスの発電や燃料としての利用 ○同上
		紙製容器包装		
	繊維製品（衣類）			
	ガラス類（ガラスびん）			
	金属類（アルミ缶・スチール缶、小物金属）			
	小型家電			
	リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品			
	その他専用の処理のために分別するごみ			
粗大ごみ				
燃やさないごみ				
燃やすごみ				

分別収集及び再資源化に経費を特別交付税措置 ※廃食用油は分別収集のみ

資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築に係る特別交付税措置について



- 一般廃棄物処理施設整備の支援において、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化等の推進による**焼却量削減の取組みを進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築**を促進することが強く求められている。
- 令和6年8月に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画においても、地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況を把握する指標の一つとして1人1日当たりごみ焼却量の数値目標（2030年度に約580g）が新たに設定された。
- 一般廃棄物の再資源化に重要な役割を果たす廃棄物の分別区分の在り方については、現在、拠点回収や品目ごとの分別回収の実施状況、再生利用の実態把握を通して、**一般廃棄物処理システム指針を令和7年3月に一部改訂**。
※指針には、全ての市区町村が可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集及び適正な循環的利用に努めることが盛り込まれた。
- 指針の改訂を踏まえ、**資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築**に際し、市区町村が実施する**可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油※）の分別収集及び分別収集物の再資源化**に要する経費について、令和7年度より**特別交付税措置を講ずること**となった。

※廃食用油に関しては、分別収集に要する費用のみ措置。

特別交付税措置のイメージ

$$\text{算定額} = \text{分別収集費用} \{ \text{X (円/トン)} \times \text{A (トン)} \} + \text{再資源化費用} \{ \text{Y (円/トン)} \times \text{B (トン)} \} \times 0.5 \text{ (措置率※)}$$

※財政力補正あり

具体的には、環境省が可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集又は再資源化を実施している市区町村に対し今後実施する調査を踏まえ、一律の単価（円/t）を設定（X及びY）。これに各市区町村が収集・再資源化した量（A及びB）を乗じて額を算出する。

労務費等の適切な転嫁について



- 政府全体として、持続的な賃上げの実現に向けて労務費、原材料費及びエネルギーコストの適切な価格転嫁を推進しており、廃棄物処理分野においては環境省が取組を進めている。

- ・令和6年9月30日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について、各都道府県を通じて全国の市区町村宛てに通知を発出。
- ・発出後の調査結果によると、契約の受託者との価格交渉を実施した市区町村では、**委託料の引上げ等が一定程度実施されている**ことが確認された。
- ・さらに、令和8年4月14日付事務連絡を発出し、**中東情勢の変化等による原材料価格、エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁の推進**について周知を行うなど、引き続きの対応を行っていく。
- ・産業廃棄物処理業についても、通知の発出やガイドラインの周知等の対応を行っており、アンケート調査の結果、**一定程度価格交渉・価格転嫁が行われていることが確認された**ところであり、フォローアップなどを通じて適正な価格転嫁の推進に引き続き取り組んでいく。

労務費等の適切な転嫁について



■ 一般廃棄物処理業

【通知】「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）

- ・ 廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、**昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要**
- ・ 一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の**適切な転嫁のための重要事項**についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることを**各都道府県知事宛**に局長名で通知

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

- ・ 市町村には、その区域内における一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならないという重い責任
- ・ 適正処理、構造的な賃上げの実現等のためには、適切な委託料等が事業者を支払われることが重要

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意すべき事項を整理

- (1) 「発注者として採るべき行動／求められる行動」について
- (2) ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項
- (3) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項

3. 令和6年度地方財政計画について

物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に300億円を計上（令和7年度地方財政計画では同600億円を計上（前年度比＋300億円））

上記については廃棄物主管部局のみならず契約担当部局や財政担当部局等も含めた全庁的な対応が必要であることから、環境再生・資源循環局長通知によりハイレベルに周知 ※環境省の依頼により総務省を通じての財政担当部局等への周知も実施
令和7年度に、この通知を受けた対応状況等について**フォローアップ調査**を実施

■ 産業廃棄物処理業

【通知】「価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について」（令和7年4月30日付け環循規発第2504309号、令和8年2月9日付け事務連絡）

1. 環境省関係事業者団体へ通知

- ・ 下請代金支払遅延等防止法違反がないか、業界全体での自主点検と下請法改正の施行前からの自主的対応
- ・ 「無償サービス要請」や「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底

2. 業界団体の勉強会に協賛

- ・ 公益社団法人全国産業資源循環連合会主催の「廃棄物処理業のための価格転嫁推進」勉強会を共同開催
- ・ 発注者・受注者双方の立場を担う産業廃棄物処理業者が「価格転嫁と適正取引の徹底」の実践を学習

環境省政務官により、全国産業資源循環連合会にハイレベル要請実施
「廃棄物処理業における適正取引推進のためのガイドライン」策定 <https://www.env.go.jp/content/000390301.pdf>

9.30通知の主な記載内容①



1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

- 市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、適正な処理を確保しなければならないという、**極めて重い責任**を有する。

市町村の委託料関係

- 市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。
- 委託基準には、「**受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること**」が定められており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視している。
- この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、**業務の確実な履行に支障を生ずる可能性**があることのみならず、**働き方改革に対応**しつつ物価上昇を乗り越える**構造的な賃上げを実現することが困難**となることに留意が必要である。

許可業者の処理料金関係

- 一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、廃棄物処理法第7条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。
- このため、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、必要に応じて**適切な環境整備が行われる必要**がある。

9.30通知の主な記載内容②



2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

(1)「発注者として採るべき行動／求められる行動」について

- 発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料※に基づくものとする。
- 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを**合理的な根拠があるものとして尊重**し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

※都道府県別の最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥協額やその上昇率、公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃 等

(2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた**適切な予定価格の作成**、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る**契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施**等の適切な対策を講ずることが求められる。
- 一般廃棄物処理業務の**委託契約に際しては**、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、**適切に予定価格を作成することが求められる**。

(3)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項

- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の趣旨等を踏まえ、役務等の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、**契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応**することが求められている。

9.30通知の主な記載内容③及び総務省自治行政局行政課長通知



3. 令和6年度地方財政計画について

- 令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に300億円が計上されている。
- 一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応する必要がある。

（参考）

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

（令和6年9月30日付け総行行第439号総務省自治行政局行政課長通知）

- 地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁について、総務省自治行政局行政課から各都道府県等の財政担当部局等に周知。
- 環境省発出の通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の趣旨や令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえて対応することにより、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るよう依頼。

※令和7年度地方財政計画では、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に600億円を計上（前年度比+300億円）※普通交付税の単位費用措置を3%程度引き上げ

9.30通知フォローアップ調査概要



本調査の概要

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、環境省においては、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、「一般廃棄物応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）。以下「9月30日付け通知」という。）を発出したところである。

環境省では、9月30日付け通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を実施した。

（調査対象）

全国1,741市区町村（回収率100%）

（調査時点）

令和7年5月30日時点



○令和7年10月31日に本調査結果及びこれを踏まえた留意事項について、各都道府県宛てに事務連絡を発出。

○9.30通知を受けた市町村の対応状況等について、**今後もフォローアップ調査を行うことを予定**している旨を記載。

9.30通知フォローアップ調査結果①



適正な価格転嫁のための適切な環境整備について

市町村が条例で定める処理手数料（廃棄物処理法第7条第12項に規定する手数料をいう）に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストが適正に転嫁されるよう、市町村において必要に応じて適切な環境整備を行っているかについて質問した。

行った	行う予定	行っていない	許可業者が存在しない (直営又は委託)
249	169	668	640

1,741市町村中、1,726市町村が回答（回答回収率99.1%）

9.30通知フォローアップ調査結果②



契約の受託者と受託料に関する交渉について

9月30日付け通知発出以降、市町村が収集を委託している一般廃棄物のうち、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件の契約（以下「主な一般廃棄物収集委託の契約」という）の受託者と受託料に関する交渉の有無について質問した。

あった （受託者から 申入れを行った）	あった （市町村から 申入れを行った）	あった （受託者及び市町村 から申入れを行った）	なかった
171	104	140	1,298

1,741市町村中、1,713市町村が回答（回答率98.4%）

9.30通知フォローアップ調査結果③



受託料の引き上げを行ったかについて

スライド35の設問で「あった」と回答した市町村に対して、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて質問した。

行った (満額受け 入れた)	一部行った (満額は受け入れなかった)		行わなかった		協議の内容 が価格に関す るものではな かった	その他
	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし		
145	142	26	20	12	4	66

交渉があったと回答した415市町村中、415市町村が回答（回答率100%）

環境省政務官によるハイレベル要請とその後の活動



■ ハイレベル要請（令和8年3月9日（月））

- ◎ 廃棄物処理業は、わが国の国家戦略である循環経済の実現に向けた取組の根幹を担う非常に重要な業界である。
- ◎ 廃棄物処理業は発注者と受注者、どちらの立場にもなり得るが、いずれの立場においても、適正な価格転嫁が比較的進んでいない状況であるため、以下2点を要請。
 - 適正な価格転嫁を阻害する廃棄物処理業における**商習慣を洗い出しとその見直し。**
洗い出す商習慣は、発注者、受注者のそれぞれの観点でご確認されたい。
 - 業界団体として最新の法令等を踏まえた、**価格転嫁・取引適正化に向けた「自主行動計画」の策定。**
- ◎ 環境省は廃棄物業界における適正な価格転嫁を推進するべく、**「廃棄物処理業における価格転嫁に向けたガイドライン」を策定し、担当官によるフォローアップを実施。**

■ 「廃棄物処理業における適正取引推進のためのガイドライン」（令和8年3月策定）

- ◎ 労務費、燃料費等の上昇を適正に価格へ反映し、持続可能な廃棄物処理体制を確保を目的として策定。
- ◎ 廃棄物処理法と取適法（旧下請法）の関係を整理し、適正な取引の考え方を示す。
- ◎ 発注者・受注者双方に対し、価格交渉への誠実な対応やコスト上昇分の適切な価格転嫁を求める。
- ◎ 契約締結、見積提示、価格交渉、契約見直し等の各段階で望ましい実務を提示。
- ◎ 発注者・受注者それぞれが取るべき具体的な行動指針や、価格転嫁に関する優良事例を紹介。

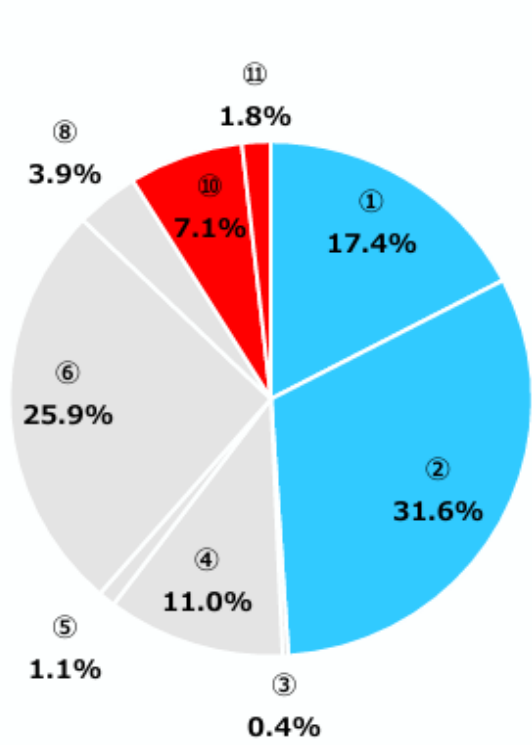
■ 担当官によるフォローアップ（実施中）

- ◎ 業界団体の全国産業資源循環連合会へのガイドライン周知
- ◎ 事業者への説明会・勉強会実施（全国産業資源循環連合会と調整）
- ◎ 廃棄物処理事業者・排出事業者からの問い合わせ・相談対応
- ◎ 価格転嫁や取引適正化に関する実態調査（中企庁調査を元にヒアリング）

廃棄物処理業の価格転嫁状況

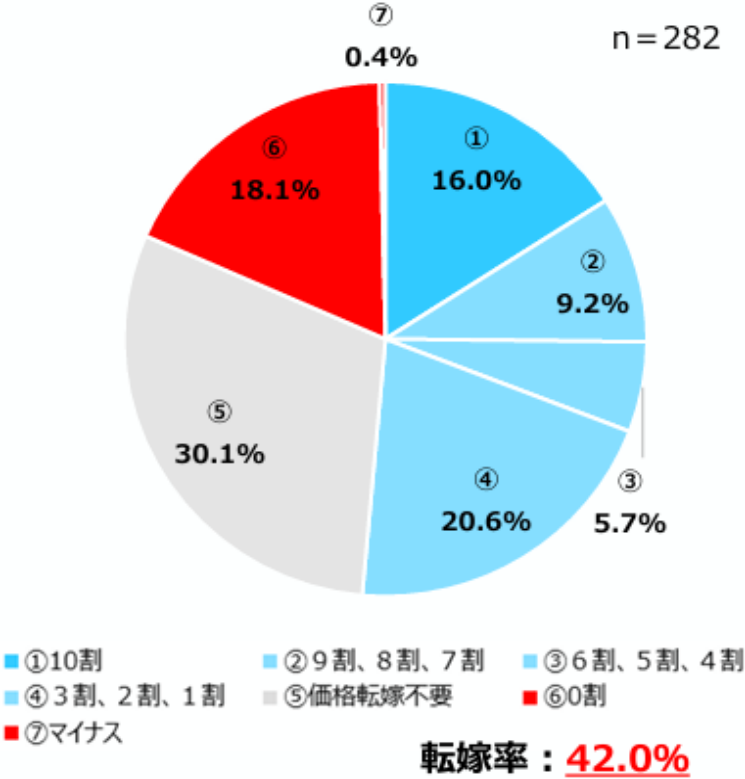


直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況[コスト全般]



アンケート回答企業からの具体的な声

- 提示した見積金額に対する値引き要求はなく、適正価格で取引が行われている。
- 原材料費や人件費の上昇分がそのまま認められ、価格転嫁が円滑に進んでいる。
- ▲根拠を示しても予算に合わせた低単価を強いられ、人件費上昇が賃金に反映できない状況。
- ▲他社が値上げしない中では価格改定できず、業界横並びで転嫁が進まない。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例



「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇時における 令和6年9月30日付け通知等を踏まえた対応について」

(令和8年4月14日付け事務連絡)

- 今般の中東情勢を受け、経済産業大臣から「**中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について**」（令和8年3月27日付け20260325中第4号）が要請された。
- 廃棄物処理業においても**エネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めることが不可欠**
- 今般の中東情勢を受けた**エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項**についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることを**各都道府県知事宛**に通知
- 廃棄物処理事業に必要となる燃料油や薬剤、梱包資材、ごみ袋等の石油製品についての調達に影響が見られる場合には、**相談窓口を活用**するよう各自治体宛てに周知